

第2回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	参考資料1
平成20年10月21日	

資料1に関する参考資料

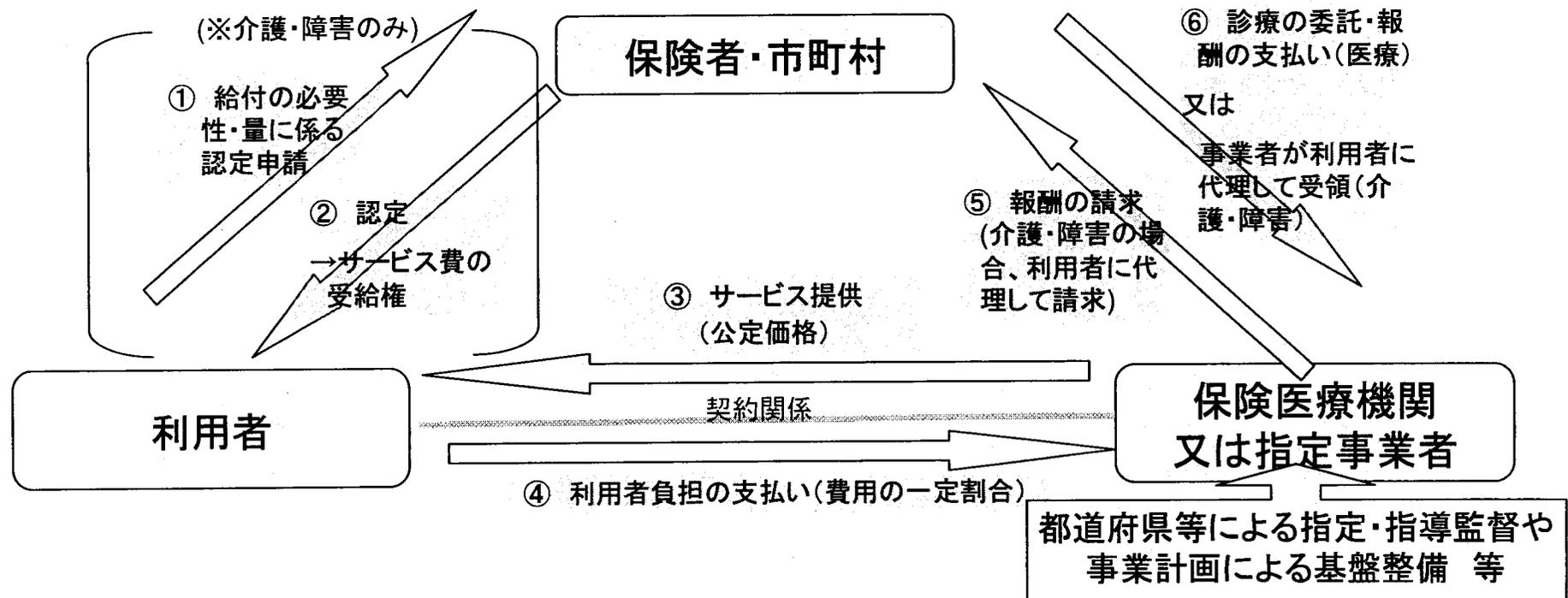
(参考1) 他の社会保障制度(医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み

(給付の必要性・量の判断・それに応じた受給権)

- 他の社会保障制度(医療・介護・障害)においては、
 - ・ 診察に当たる医師又は行政(市町村)が給付の必要性・量の判断を行い、
 - ・ 利用者は、当該判断の範囲内におけるサービス利用について、保険者又は行政(市町村)から給付を受ける権利を有しており、基準を満たした保険医療機関又は指定事業者からサービス提供を受ける仕組みとなっている。

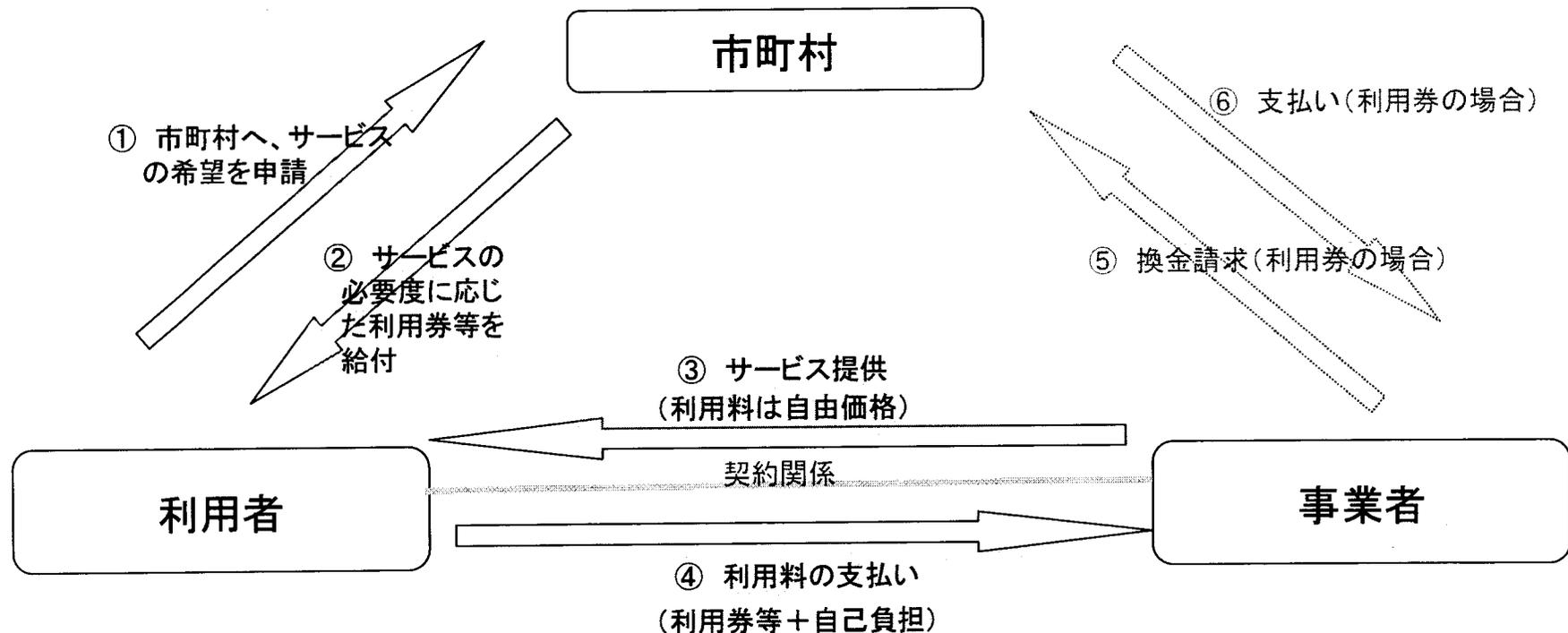
(公定価格)

- なお、サービス費用については、公定価格となっており、保険者・市町村による給付は、(利用者に代理して)保険医療機関又は指定事業者が請求・受領する形式。



(参考2) 規制を極力少なくしたサービス提供の仕組みの例

- 規制の極めて少ないサービス提供の仕組みの例としては、例えば、以下のような方式が考えられる。
- ① 利用者は、市町村へサービスの希望を申請
 - ② 市町村は、サービスの必要度に応じ給付(利用券又は現金)
 - ③ 事業者は価格を自由に設定し、サービス提供。
(※利用券が充当可能な事業所については、限定しない方法も、一定の基準を満たした指定事業者のみとする方法も、いずれも考えられる。)
 - ④ 利用者は、選択した事業者に対し、利用券等に自らの負担を上乗せし、利用料を支払い。



サービス提供の仕組みの比較

	現行の認可保育所の サービス提供の仕組み	(参考1) 他の社会保障制度 (医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み	(参考2) 極力規制をなくした サービス提供の 仕組みの例
(1) サービス・ 給付の保障	<p>市町村に対する保育の実施義務</p> <p>(※地域の保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」で足りるとする例外有り)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に(2)の判断の範囲内のサービス費用の受給権 ・保険者又は市町村にサービス費の給付義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人にサービスの必要度に応じた一定額の受給権 ・市町村にサービスの必要度に応じた一定額の給付義務
(2) 給付の必要性・量の判断	<p>市町村において「保育に欠ける」か否か、及び、優先度について判断。</p> <p>(※受入保育所の決定と一体的に実施。)</p>	<p>診察に当たる医師又は行政(市町村)が給付の必要性・給付量又は上限量を判断</p>	<p>市町村において、サービスの必要度を判断。</p>
(3) サービス選択・利用方法 (契約関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした認可保育所の中から選択(※定員を超える場合は市町村が公平な方法で選考。) ・利用者が市町村へ、入所希望保育所を記載の上申込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした保険医療機関又は指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした指定事業者の中から選択、又は、市中の提供者から自由に選択 ・利用者が事業者と契約

	現行の認可保育所の サービス提供の仕組み	(参考1) 他の社会保障制度 (医療・介護・障害)による サービス提供の仕組み	(参考2) 極力規制をなくした サービス提供の 仕組みの例
(4) サービスの 価格	公定価格 (※国が地域等に応じ市町村 へ交付する「保育所運営費負 担金」を定めている。)	公定価格 (※国が診療行為やサービス 毎等に応じた費用額を定めて いる。)	自由価格 (※事業者が自由に設定)
(5) 給付方法 (補助方式)	・市町村が保育所へ、委託費 (運営費)を支払い。	・保険者による現物給付 又は 市町村が利用者に費用の一定 割合を給付。 (※実際の資金の流れとしては、 保険医療機関又は指定事業者が (利用者に代理して)保険者(市 町村)に請求・受領。(代理受 領))	・利用者に一定額の利用券又 は現金を給付。 ・(利用券の場合)事業者が 市町村に換金請求・受領。
(6) 利用者負担	・市町村が保護者から所得に 応じた利用料を徴収	・保険医療機関又は指定事業 者に利用者がサービス費用の 一定割合を支払い (※所得に応じた負担の上限 有り。)	・事業者が利用者から自由に 設定したサービス価格から、 利用券支給額(定額)を控 除した額を徴収 (→※利用者負担が増大し、所 得によって利用機会が十分保障 されない可能性)

(参考) 他の社会保障制度のサービス提供の仕組み

	医療（療養の給付）	介護保険	障害(自立支援給付)	保育（認可保育所）
(1)サービス・給付の保障	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者に患者(被保険者)に対する療養の給付を義務付け(現物給付) ・保険者が指定医療機関に対し、被保険者に対する保険診療を委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に要介護認定の範囲内のサービス費用の受給権 ・市町村に要介護認定の範囲内のサービス費用の一定割合の給付義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に市町村による給付決定の範囲内のサービス費用の受給権 ・市町村に給付決定の範囲内のサービス費用の一定割合の給付義務 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村に「保育に欠ける」児童に対する保育の実施を義務付け (※地域の保育所の受入能力がない等やむを得ない場合は、「その他適切な保護」で足りるとする例外有り) ・市町村は自ら保育を実施(公立保育所)、又は委託(私立保育所)
(2)給付の必要性・量の判断	サービス提供者(診察に当たる医師)が給付の必要性・給付量を判断	保険者(市町村)において、全国統一の基準に基づく要介護認定により、給付の必要性・上限量を決定	市町村において、全国統一の基準に基づく障害程度区分認定や、障害者を取り巻く環境等を勘案して、給付の必要性・給付量を決定	・市町村において、条例で定める基準により「保育に欠ける」か否か(サービス対象か否か)、及び、優先度について判断。(受入保育所の決定と一体的実施。)
(3)サービスの選択 利用方法 (契約関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした保険医療機関の中から選択 ・患者(被保険者)が保険医療機関と契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした指定事業者の中から選択 ・利用者が指定事業者と契約 	<ul style="list-style-type: none"> ・基準を満たした認可保育所の中から選択(※定員を超える場合、市町村が公平な方法で選考。) ・利用者が市町村へ、入所希望保育所を記載の上、申込み

	医療（療養の給付）	介 護	障 害	保 育
(4)サービスの価格	<p>公定価格 （※国が診療行為毎等に費用額を定めている。）</p>	<p>公定価格 （※国が地域等に応じサービス毎に費用額を定めている。）</p>	<p>公定価格 （※国が地域等に応じサービス毎に費用額を定めている。）</p>	<p>公定価格 （※国が地域等に応じ市町村へ交付する「保育所運営費負担金」を定めている。）</p>
(5)給付方法 (補助方式)	<p>保険者が(現物給付の委託先である)保険医療機関に対し、給付に要する費用を支払い</p> <p>(※なお、医療保険の中には、療養費払い(償還払い)も併存。)</p>	<p>保険者(市町村)は利用者に、サービス費用の9割を給付(利用者補助)。</p> <p>(※実際の資金の流れとしては、指定事業者が利用者に代理して保険者(市町村)に請求・受領。(代理受領))</p>	<p>市町村は利用者に、サービス費用の9割を給付(利用者補助)。</p> <p>(※実際の資金の流れとしては、指定事業者が利用者に代理して市町村に請求・受領。(代理受領))</p>	<p>・市町村が保育所へ、委託費(運営費)を支払い。</p>
(6)利用者負担	<p>保険医療機関が、患者から、一部負担(被用者本人については費用の3割等)を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)</p>	<p>指定事業者が、利用者から、サービス費用の1割を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)</p>	<p>指定事業者が、利用者からサービス費用の1割を徴収(※所得に応じた負担の上限有り)</p>	<p>市町村が保護者から所得に応じた利用料を徴収</p>

	医療（療養の給付）	介護	障害	保育
(7)事業者 参入	・保険医療機関の指定拒否事由は法定されている	・指定事業者の指定拒否事由は法定されている	・指定事業者の指定拒否事由は法定されている	・保育所の認可拒否には都道府県の裁量性が認められている(既存事業者の分布状況の勘案等)
(8)情報開示・第三者評価	・医療機関に都道府県に対する一定の事項(医療従事者の数、治療結果情報等)の報告が求められており、都道府県が一括して公表 ・第三者評価の受審は任意（上記の情報開示に係る報告事項の対象）	・指定事業者に都道府県に対する一定の事項(従業者の数、経験年数等)の報告が求められており、都道府県が一括して公表 ・一部サービス（グループホーム等）については第三者評価の受審を義務付け	・情報開示に関する制度は特になし ・第三者評価の受審は努力義務	・情報開示に関する制度は特になし ・第三者評価の受審は努力義務

第2回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会
平成20年10月21日

参考資料2

少子化対策特別部会委員からの意見

(第14回少子化対策特別部会資料)

第13回の少子化対策特別部会における発言の補足

少子化対策特別部会
岩村正彦

- 認可保育所よりも保育サービスの供給者を拡大するとすると、現行の保育所入所決定の仕組み、すなわち市町村が、保育の要否だけでなく、児童の保護者の希望を考慮しつつ順位をつけて入所先を決定する仕組みは、事務量の増大のために、コスト増と非効率化をもたらすので、維持できなくなると思われる。

以上

保育の質について（意見提出）

大石亜希子（千葉大学）

- 保育サービスには需要者である親にとってのサービスと、子どもにとってのサービスの二面性があります。
- 親にとってのサービスの質は、夜間保育や休日保育の有無、通勤の利便性など、消費者の観点から評価しやすいものです。しかし、子どもにとってのサービスの質をどうはかるかは難しい問題です。保育は教育と同様に投資としての側面があり、質の善し悪しが子どもの成長に影響するだろうことは想像に難くありませんが、最終的には子どもの成長を見届けなければ判断できないので評価に要するタイムスパンも長くなります。
- したがって、質の悪い保育が将来もたらす危険性を親や社会が十分に認識していない場合や、近視眼的な行動をとる場合には、質への需要は過少になります。
- アメリカの研究（Cryer and Burchinal 1995）によると、専門家が評価する場合と比較して、親たちは自分の子どもが受けている保育の質を高め評価しがちだそうです。とくに、乳幼児の保育については、高め評価するバイアスが大きいということも報告されています。
- つまり、何らかの政策的誘導がなければ、質の高い保育に対して、親たちはそれに見合ったお金を払おうとしないということを意味します（ブラウ 2003）。その傾向は、保育サービスが通常財であるならば、低所得層の親ほど強いでしょう。
- 保育園探しには、探索費用（サーチ・コスト）もかかります。認可外の保育園を探す場合、高所得世帯は情報収集能力もあり、納得のいく施設をみつけるまで別の保育手段を利用する余裕もあるでしょうが、就業の緊急度が高い低所得世帯ほど、長期的にみた子どもの利益追求よりも目前の所得機会を確保するためにサーチをやめざるを得ません。そのため、質に問題があっても手近な保育園を選択しがちになり、本来は市場から淘汰されるべき業者が残ってしまうこととなります。
- 保育の質については、教育におけるのと同様にピア効果も考慮する必要があります。つまり、子育てに熱心な親やその子どもが集まる保育園では、相乗効果で保育の質が高まると考えられます。
- 保育における直接契約制の導入に関しては、学校選択制を巡る議論が参考になると思います（小塩 2007）。

（参考文献）

- D.M.ブラウ（2003）「米国の保育政策に関する経済学的考察」『季刊社会保障研究』第39巻第1号, pp.28-42.
- Cryer, D. and M. Burchinal(1995) "Parents as Child Care Consumers," in S.W. Helburn (ed.) "Cost, Quality, and Child Outcomes in Child Care Centers, Technical Report," Denver: Department of Economics, Center for Research in Economic and Social Policy, University of Colorado at Denver, June: 203-220.
- 小塩隆士（2007）「学校・生徒の格差拡大も」日本経済新聞 2007年12月3日朝刊。

三鷹市における「保育サービスの質」の確保に向けた取組みについて

委員：三鷹市長 清原 慶子

1 保育サービスの提供主体 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

公設公営保育所	12 箇所
公設民営保育所	7 箇所
私立保育所	8 箇所
認証保育所	9 箇所
家庭福祉員	4 人
保育サービス定員	2,415 人
総人口	175,009 人
就学前児童	8,501 人
待機児童数	134 人

2 保育内容について

(1) 保育所保育指針の徹底

(2) 三鷹市「保育のガイドライン」(平成 16 年 6 月策定)の徹底

○13年度：公立保育園保育士による「保育園リーダー会」による骨格案作成

○14年度：「ガイドライン作成委員会」による冊子編集

○15年度：保育・栄養・保健・子育て支援の専門家の助言による分野別の検討によるまとめ

○16年度：市の保育の基本的考え方、保育の質の最低ラインを示す

*社会福祉法第78条：社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない

○保育所保育指針にもとづき、市民ニーズと市の特性に合わせて策定

①保育園の役割と保育、②家庭との連携・保護者との協力、③保育の環境、④地域における子育て支援、⑤保育者としての倫理と態度、⑥保育における子どもの健康管理、⑦安全な保育のために(危機管理)、⑧保育サービス評価と情報公開(保育サービス評価と検証等)

○公設民営保育所を含む公立保育所及び私立保育所並びに、認証保育所及び家庭福祉員にも適用して情報の共有化と共通理解を恒常的に図っている。

3 保育環境について

(1) 公立保育所における職員配置

	三鷹市独自運用基準	児童福祉施設最低基準
0歳児	3 : 1	3 : 1
1歳児	5 : 1 (都基準)	6 : 1
2歳児	6 : 1	6 : 1
3歳児	20 : 1 (但し、12月まで1人加配)	20 : 1
4歳以上児	25 : 1	30 : 1

(2) 障がい児保育等

○ 公私立保育所全園での障がい児及び特別の配慮を要する子どもの受け入れ実施

- (3) ひとり親家庭、虐待ケース等
 ○ プライオリティを持たせた「保育に欠ける」要件として設定

4 職員について

- (1) 公立保育所保育士の人財育成
 ○キャリア・ビジョンの確立に向けた人事制度と専門研修受講システム
- (2) 全認可保育所、認証保育所、家庭福祉員参加による保育士研修の定期的な実施
- (3) 人事交流の実施による相互啓発

5 監査、評価について

<公私立保育所・認証保育所>

- (1) 東京都指導検査の実施（1回/2年）
 (2) 第三者評価の受審（1回/3年）
 (3) 保護者満足度調査の実施（1回/年）

<公設民営保育所>

- (1) 上記(1)から(3)の実施
 (2) 運営委員会（各園ごとに設置）による検証（2回/年）
 (3) 市による立ち入り現地調査（1回/年）
 (4) 市への保育所運営状況報告（1回/月）

6 認可保育所の付加機能について

保育サービスに対する市民ニーズの多様化に対応するとともに、地域の子育て支援により貢献していくため、認可保育所の付加機能の拡大を図っています。

項目	公設公営保育所	公設民営保育所	私立保育所	備考
出前型親子ひろば	● (連携の主体)	○	○	コミュニティ・センターで連携実施*
地域開放事業	○	○	○	園庭開放、行事参加
相談事業	○	○	○	随時
一時保育		○	○	実施園限定
緊急一時保育	○			実施園限定
トワイライトステイ		○		実施園限定
常設親子ひろば		○	○	実施園限定
幼保小の連携	○	○	○	小中学校校区単位
食育の推進	○	○	○	
アレルギー対応	○	○	○	

*三鷹市には、市内7つのコミュニティ住区があり、各住区の住民協議会がそれぞれの住区のコミュニティ・センターを核として独自の活動を展開しています。

保育サービス（認可外保育施設）の質についての意見

少子化対策特別部会

吉田正幸

本日の会議は所用により欠席いたしますので、以下の通り意見を申し述べさせていただきます。言葉足らずな点をご容赦ください。

○ 保育サービス全体のあり方について（質の確保と量の拡大が不可欠）

- ・ 質の確保という観点からは、認可保育所を中心としたサービス供給を基本とすべき
- ・ 一方、待機児童の多い地域では、地域にある認可外保育施設の認可化を促進する必要がある
- ・ 認可が困難な認可外保育施設に関しては、非定型的保育や家庭的保育などの活用を促すとともに、認可保育所の待機者を対象に利用者の保育料負担の軽減策を検討する必要がある
- ・ 保育の機能に着目した新たな評価指標を開発し、認可・認可外を問わず機能評価を行う

○ 認可外保育施設の認可化について

- ・ 認可化に際しては、ナショナルミニマムとしての最低基準を適用する（地域によって異なる基準は設定しない）
- ・ ただし、現行の最低基準（特に施設設備関係）については、科学的・実証的な調査研究の成果を踏まえて必要な見直しを行う
- ・ 認可保育所の最低定員については、一定の要件を課した上で3歳未満児に限り20人以下の定員を認める（例えば3歳以上児の受け入れが可能な認可施設が近隣に存在し、連携できるなど）
- ・ 現に待機児童が存在する、または潜在的な待機児童が見込まれる地域においては、最低基準をはじめ一定の要件を満たした認可外保育施設から認可申請があった場合、特段の事情がない限り認可する（認可権者の裁量を認めない）
- ・ 同様に、現に待機児童が存在する、または潜在的な待機児童が見込まれる市町村においては、保育の実施義務に例外を認めず、認可外保育施設の認可化を促進する
- ・ 認可を志向する施設については、例えば1年以内に認可化することを条件に、施設設備整備費や事業費などを補助することを検討する

○ 認可化が困難な施設について

- ・ 特定保育や一時保育、休日保育、夜間保育など非定型的な保育サービスについては、認可外保育施設であっても一定の要件を満たすことを条件に補助の対象とすることを検討する
- ・ 児童福祉法の改正によって家庭的保育が制度化された場合、これを活用することで認可外保育施設の小規模多機能化が可能になるのではないかと
- ・ 保育サービスの利用者に受給権を与えることによって、認可保育所に入れない認可外保育施設の利用者に対して、保育料負担軽減を行うことが可能になるのではないかと

○ その他

- ・ 待機児童がいる市町村では、行政担当者レベルで一種の“窓口規制”や利用者に不適切な対応をするケースもあり得るため、保育所に対してだけでなく、市町村に対しても第三者的な苦情解決の仕組みを導入することを検討する必要がある（利用者にとって保育所は選択できても、居住する市町村は選択できない）
- ・ 待機児童の多い都市部では、多様な働き方に柔軟に対応できる保育サービスが求められており、「保育に欠ける」要件や待機児童の定義を見直す必要があるのではないか（それによって多様な提供主体の参入に対する捉え方も変わるのでは）
- ・ 認可外保育施設の認可化に関しては、最低基準の問題だけでなく、自治体によっては設置主体が社会福祉法人であるかどうかも大きく影響するため、設置主体の違いを踏まえた認可化の促進方策を検討する必要がある
- ・ 様々な事情により就労証明を出せない利用者もいて、結果として認可外保育施設を利用せざるを得ないケースもある。こうしたケースをどう考えるか
- ・ 東京都の認証保育所に限らず、横浜市や川崎市、堺市、仙台市などが独自に認証（認定）して行っている保育施設の特徴も把握したい（要望）

○ 将来的には、認可制度そのものの見直しを行う（私案）

- ・ 認可は主として施設設備や職員配置などに着目して行われているが、このうち施設設備に関する基準については、認定こども園のように機能に着目して認可する仕組みに変更する
- ・ 機能認可に際しては、国が保育サービスの質を確保するために最低限必要な機能要件を示す
- ・ 国の基準に基づいて、自治体がそれぞれの事情に応じて保育サービスの質の向上に必要な機能基準を付加的に定める
- ・ 国の要件に基づいて自治体が定めた基準を満たしていれば、所定の審査を行った上で原則としてすべて認可することとする（機能に対する何らかの評価を義務づける）
- ・ 機能認可に係る国の機能要件は、科学的・実証的な調査・研究に基づいて設定する

第2回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	参考資料3
平成20年10月21日	

東京都の認証保育所制度について

(第14回少子化対策特別部会 東京都提出資料)

- 1 東京都における保育の状況
- 2 認証保育所制度の創設
- 3 認証保育所の従事者
- 4 認証保育所の利用者
- 5 運営費・施設整備費補助制度
- 6 保育所制度に関する東京都の提案

参考・就学前の子どもがいる世帯に関する調査データ
・認証保育所モデル契約書

1 東京都における保育の状況

1 保育所設置状況及び待機児童数

○ **保育サービス定員は着実に増加 3,652人増加**
 平成20年4月の保育サービス定員は、認可保育所・認証保育所・認定こども園・保育室・家庭福祉員の合計で、183,582人となり、昨年より3,652人増加した。

○ **認可保育所入所申込者数が増加 3,527人増加**
 就学前児童人口や入所申込率が増加している。この結果、平成20年4月の認可保育所入所申込者数が、昨年と比べ3,527人増加した。

○ **保育所入所待機児童数 5,479人(878人増加)**
 平成20年4月の待機児童数は、昨年と比べ878人増加し、都全体で5,479人となり、現在の定義となった平成14年以降最大となった。
 また、年齢別の状況は、0歳児と1歳児の待機児童数が増加した。

(1) 保育所等の設置状況

区分	認可保育所		認証保育所	
	施設数(所)	定員(人)	施設数(所)	定員(人)
平成15年	1,619	158,106	151	4,302
平成16年	1,629	159,715	212	6,173
平成17年	1,635	160,616	271	8,045
平成18年	1,648	162,357	323	9,681
平成19年	1,673	164,807	367	11,130
平成20年	1,689	166,552	410	12,723
(対前年)	+16	+1,745	+43	+1,593
(対平成15年)	+70	+8,446	+259	+8,421

(注) 各年4月現在

(2) 保育所待機児童数の推移

区分	待機児童数(人)						対前年増減
	計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上	
平成15年	5,208	637	1,780	1,544	906	341	+152
平成16年	5,223	475	1,841	1,501	1,068	338	+15
平成17年	5,221	546	1,855	1,583	881	356	△2
平成18年	4,908	477	2,020	1,362	789	260	△313
平成19年	4,601	516	1,900	1,397	613	175	△307
平成20年	5,479	848	2,678	1,268	512	173	+878
(構成比%)		(15.5)	(48.9)	(23.1)	(9.3)	(3.2)	

(注) 各年4月現在

(3) 保育所入所申込率の推移

区分	就学前児童人口(人)	保育所入所申込者数(人)	保育所入所申込率(%)	対前年増減
平成15年	586,122	162,660	27.8	+0.5
平成16年	587,675	165,794	28.2	+0.5
平成17年	590,059	168,358	28.5	+0.3
平成18年	588,545	169,534	28.8	+0.3
平成19年	588,773	172,000	29.2	+0.4
平成20年	591,604	175,527	29.7	+0.5

(注1) 就学前児童人口は、各年1月現在

(注2) 保育所入所申込者数は、認可保育所入所者と待機児童(旧定義)の合計数

(注3) 保育所入所申込率は、就学前児童人口に占める保育所入所申込者数の割合

(4) 待機児童の保護者の状況

主に保育にあたる者の状況	待機児童数(人)	構成比(%)
就労中(常勤)	1,702	31.1
就労中(非常勤)	1,136	20.7
求職中	2,112	38.5
その他(出産・看護等)	529	9.7
計	5,479	100.0

2 待機児童解消のための取組

【保育サービス拡充緊急3か年事業】

- ・認可保育所、認証保育所、認定こども園など多様な保育サービスを組合せ、今後3年間で、定員1万5千人分の整備を行う

	20年度	21年度	22年度	3か年計
認可保育所	1,700人増	2,200人増	2,600人増	6,500人増
認証保育所	2,130人増	2,490人増	1,880人増	6,500人増
認定こども園	480人増	480人増	540人増	1,500人増
家庭福祉員	152人増	165人増	183人増	500人増
合計	4,462人増	5,335人増	5,203人増	15,000人増

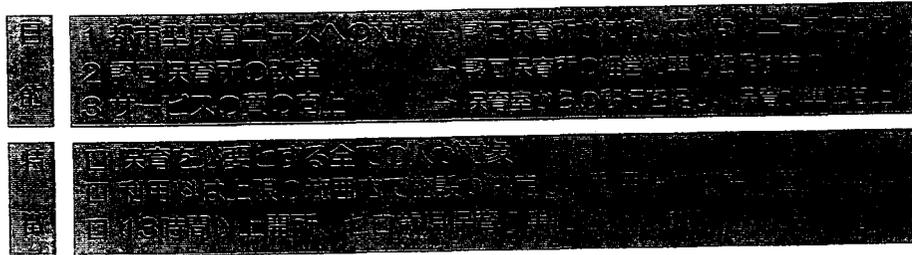
2 認証保育所制度の創設

認証保育所の創設（平成13年度）

- 設置根拠（東京都認証保育所事業実施要綱）
 零歳児保育、延長保育など大都市特有の多様な保育ニーズに応えるために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設
- 設置状況（平成20年4月1日現在）
 410所 A型（駅前設置型） 321所（10,910人）
 （12,723人） B型（保育室からの移行など小規模型） 89所（1,813人）
- 【設置主体別内訳】

A型	株式会社	225所（70.1%）	B型	個人	70所（78.7%）
	有限会社	38所（11.8%）		NPO法人	14所（15.7%）
	個人	25所（7.8%）		任意団体	5所（5.6%）
	NPO法人	14所（4.4%）			
	学校法人	6所（1.9%）			
	社会福祉法人	5所（1.6%）			
	その他	8所（2.5%）			

○ 制度の目的、特徴



- 都市型保育ニーズへの対応
 ・ 13時間以上開所 100% ・ ゼロ歳児保育 100%

認可保育所の状況

- 設置状況（平成20年4月1日現在）
 1,689所（公立 995所 私立 694所）
- 都市型保育ニーズへの対応（平成19年度実績）
 ・ 13時間以上開所 13%（公立 8% 私立 19%）
 ・ ゼロ歳児保育 76%（公立 68% 私立 88%）

認証保育所のメリット

【利用者の立場から】

- ① 保育を必要とする人が誰でも利用可能
- ② 住所地に関係なく、希望する施設に直接申し込み可能
 （利用の可否がすぐに分かる）
- ③ 13時間開所が基本
- ④ ゼロ歳児保育の実施
- ⑤ 駅前型で利便性が高い（A型）

【事業者の立場から】

- ① 一定の基準のもとに保育料を自由に設定可能
- ② 創意工夫によるサービス充実で利用者確保
- ③ 賃借物件の改修により、比較的短期間で設置可能

【区市町村の立場から】

- ① 多様化する保育ニーズに対応
- ② 待機児童解消に効果的
- ③ 施設整備費の負担が少ない

認証保育所設置数の推移

（単位：か所、人）

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
施設数	A型	89	140	197	245	276	321
	B型	62	72	74	78	91	89
	計	151	212	271	323	367	410
定員	A型	3,023	4,691	6,513	8,072	9,268	10,910
	B型	1,279	1,482	1,532	1,609	1,862	1,813
	計	4,302	6,173	8,045	9,681	11,130	12,723

3 認証保育所の従事者

○保育従事者の有資格割合、平均年齢、経験年数

	従事者数	保育士等資格保有状況		平均年齢	経験年数
正規職員	646人 (86%)	保育士等	582人 (90%)	30.4歳	3.4年
		資格なし	64人 (10%)	33.2歳	—
その他職員	105人 (14%)	保育士等	58人 (55%)	39.0歳	3.7年
		資格なし	47人 (45%)	35.7歳	—
合計	751人 (100%)	保育士等	640人 (85%)	31.2歳	3.4年
		資格なし	111人 (15%)	34.3歳	—

(注1) 平成18年度以降に開設したA型施設(101か所)の開設時の状況(基準職員)

(注2) 正規職員とは、事業主と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者で、1日の勤務時間が6時間以上かつ1週間の勤務日数が5日以上、常態的に継続勤務する者。

(注3) 経験年数は、保育士等の資格取得後に、児童福祉施設、認証保育所又は区市町村が認定している保育室で、1日の勤務時間が6時間以上かつ1週間の勤務日数が5日以上勤務した経験年数

(注4) 保育士等資格保有者には、看護師・保健師・助産師を含む。

○従事者が有している資格等

保育士	幼稚園教諭	看護師 保健師 助産師	調理師	管理栄養士 栄養士	その他	資格なし 不明
69.4%	47.3%	1.8%	5.6%	5.0%	5.6%	16.0%

(出典) 東京都認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)

(注) 保育従事職員には非常勤職員(34%)を含む。

○勤務経験

	認可保育所 (常勤)	認可保育所 (非常勤)	認可外 保育施設	幼稚園	その他児童 福祉施設	経験なし 不明
施設長	69.7%	22.5%	61.8%	28.1%	16.9%	1.1%
保育従事職員	43.8%	28.3%	45.8%	19.4%	8.9%	10.8%

(出典) 東京都認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)

(注) 保育従事職員には非常勤職員(34%)を含む。

○雇用形態

	正規職員 (フルタイム)	常勤の 契約職員	非常勤職員	不明
施設長	87.6%	7.9%	0.0%	4.5%
保育従事職員	47.6%	17.9%	34.0%	0.5%

(出典) 東京都認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)

(注) 保育従事職員には非常勤職員(34%)を含む。

○月収

	~10万円	10万円 ~15万円	15万円 ~20万円	20万円 ~25万円	25万円 ~30万円	30万円~
施設長	1.1%	3.4%	40.4%	24.7%	19.1%	7.9%
保育従事職員	22.3%	34.9%	36.1%	4.7%	0.6%	0.3%

(出典) 東京都認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)

(注) 保育従事職員には非常勤職員(34%)を含む。

○一週間の平均労働時間

10時間 未満	10~15 時間	15~20 時間	20~30 時間	30~40 時間	40~45 時間	45~50 時間
10.2%	7.5%	4.6%	9.3%	12.7%	34.2%	20.8%

(出典) 東京都認証保育所実態調査結果報告書(平成16年7月)

(注) 保育従事職員には非常勤職員(34%)を含む。

4 認証保育所の利用者

○認証保育所入所状況（平成20年4月現在）

	総数	年齢別内訳				
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上
定員	12,723	3,114	3,701	3,409	1,372	1,127
入所数	11,356	1,762	3,771	3,182	1,362	1,279
うち 認可待機	2,273 20.0%	448 25.4%	1,123 29.8%	439 13.8%	198 14.5%	65 5.1%

（注）認可待機は、認証保育所入所児童のうち、認可保育所待機中のもの

○認証保育所に子どもを預けている時間

4時間未満	4～8時間	8～10時間	10～11時間	11～12時間	12～13時間	13～15時間
0.1%	25.0%	41.5%	13.9%	9.8%	4.5%	1.5%

（出典）東京都認証保育所実態調査結果報告書（平成16年7月）

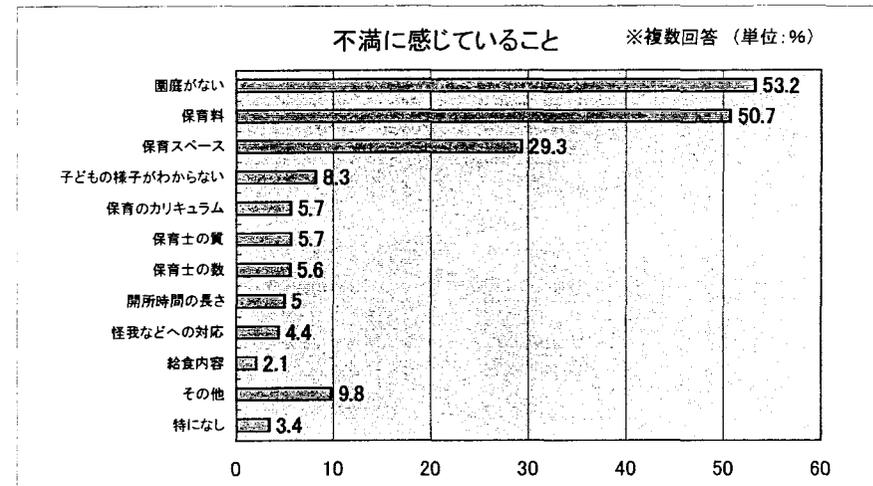
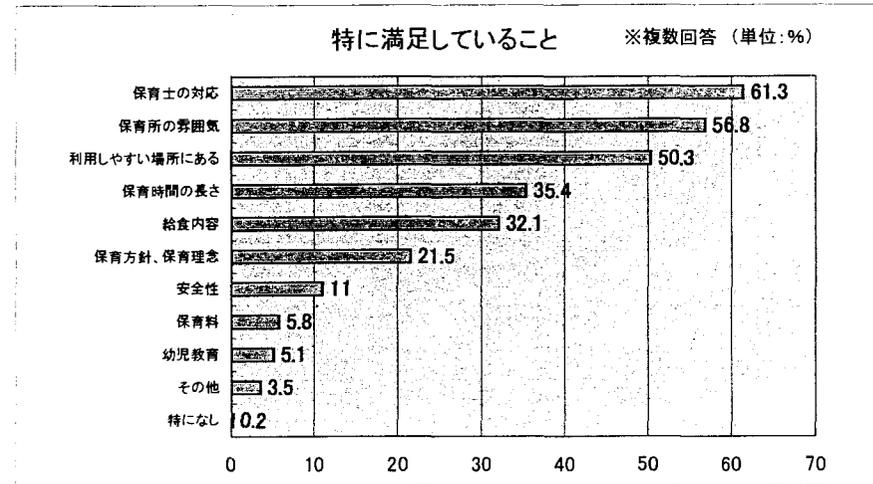
【参考】待機児童数の推移

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
東京都	新定義	5,208	5,223	5,221	4,908	4,601	5,479
	旧定義	8,396	8,631	9,518	9,211	9,328	10,863
	差	3,188	3,408	4,297	4,303	4,727	5,384
全国		26,383	24,245	23,338	19,794	17,926	19,550
都/全国		19.7%	21.5%	22.4%	24.8%	25.7%	28.0%

（注）各年4月現在

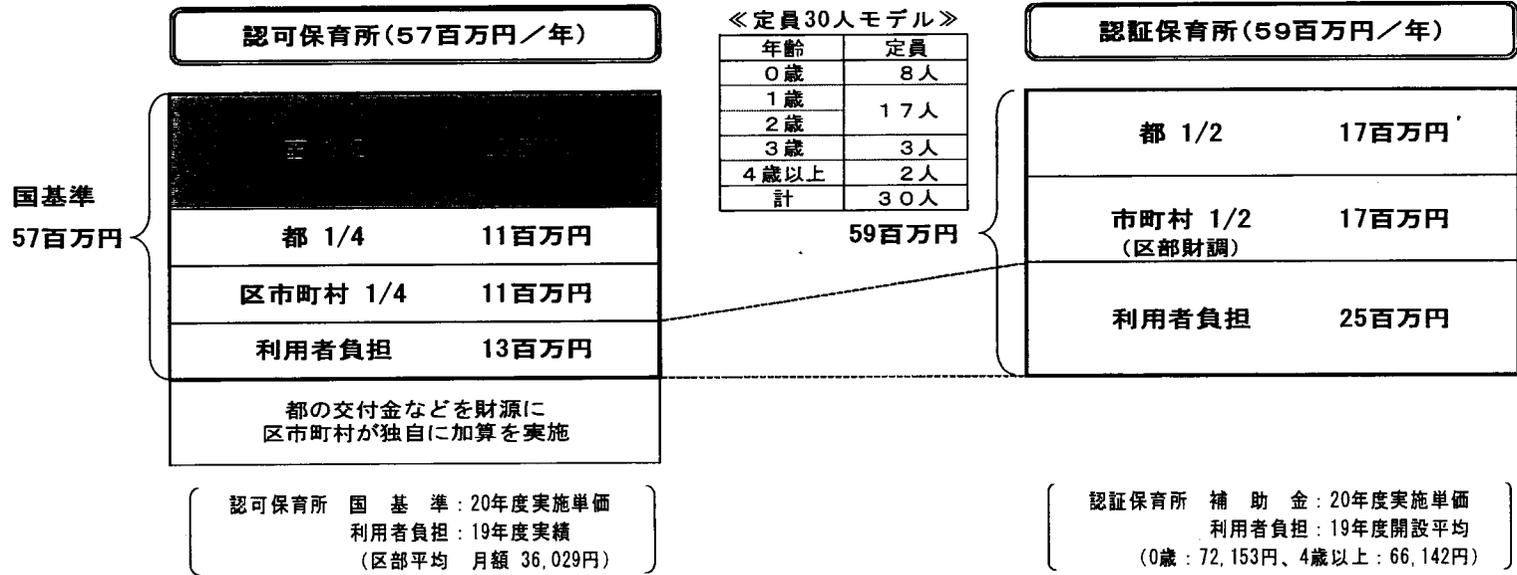
利用者の満足度

（出典）東京都認証保育所実態調査結果報告書（平成16年7月）



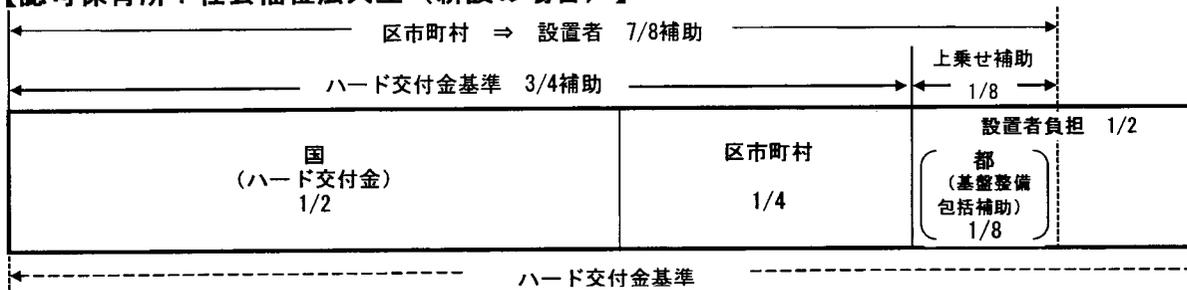
5 運営費・施設整備費補助制度

運営費



施設整備費

【認可保育所：社会福祉法人立（新設の場合）】



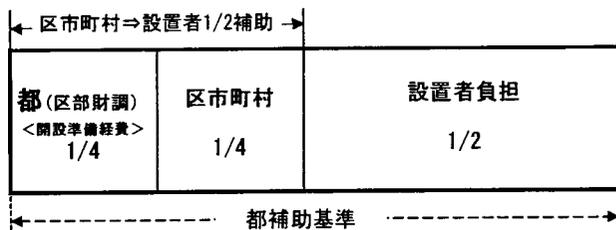
《100人定員》

ハード交付金基準
110,860千円

- 3/4補助 83,145千円
- 7/8補助 97,002千円

● 総工事費 2億円程度

【認証保育所：内装・設備等改修経費】



都補助基準
60,000千円

- 1/2補助 30,000千円

● 平均補助額 16,600千円

6 保育所制度に関する東京都の提案

21年度国への提案要求(保育所制度の抜本改革)

- (1) 現行の認可保育所が利用者本位の制度となるよう、抜本的な改革を進めること。
- (2) 認証保育所を国の制度に位置づけ、財政措置を講じること。
- (3) 「新待機児童ゼロ作戦」の推進に当たっては、待機児童の多い地域に対する重点的な支援を行うこと。

要求項目

- ◆ 入所要件 「保育に欠ける要件を見直し、保育を必要とする人すべてが、保育の必要度に応じて利用できる仕組みとすること」
 - ◆ 利用方法 「利用者が希望する保育所と直接契約できる制度にすること」
 - ◆ 保育料 「一定の基準の下に保育所が自ら設定できるようにすること」
 - ◆ 施設整備 「民間事業者や賃借物件の改修経費についても次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とすること」
 - ◆ 規制緩和 「大都市に見合った面積基準の一層の緩和」
 - ・認可 1人あたり3.3㎡ → 認証(A型) 2.5㎡まで緩和
- 「保育士以外の資格を持つ人材の有効活用が可能となるよう保育従事職員の資格基準を緩和」
- ・認可 全て保育士資格保有者 → 認証 保育士は6割で可

<参考> 認可保育所と認証保育所の比較

区 分	認可保育所	認証保育所	
1 目的 (設置根拠)	保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳幼児を保育するために設置された児童福祉施設(児童福祉法)	大都市特有の多様な保育ニーズに 대응するために、都独自の認証基準を満たして設置された保育施設(東京都認証保育所事業実施要綱)	
2 設置者	区市町村(58.9%) 社会福祉法人、民間事業者等(41.1%)	民間事業者等	
3 申込方法 入所決定	区市町村に申し込み、区市町村が入所決定	認証保育所へ申し込み、利用者と直接契約	
4 規 模	20人以上(平均98.6人)	①A型 20~120人(平均34.0人) ②B型 6~29人(平均20.4人)	
5 施設基準	児童福祉施設最低基準(省令)	認可保育所に準じた都独自の基準	
	乳児室、ほふく室 (0、1歳児室)	1人当たり3.3㎡以上	①A型 3.3㎡以上 (2.5㎡まで弾力化) ②B型 2.5㎡以上
	(1) 保育室・遊戯室 (2歳以上児室) (2) 屋外遊戯場	(1) 1人当たり1.98㎡以上 (2) 2歳以上児1人当たり3.3㎡以上 (付近の代替場所でも可)	同左
6 職 員	児童福祉施設最低基準(省令)	認可保育所に準じた都独自の基準	
	保育従事者	保育士	保育士以外の者も可 ただし、6割以上は保育士
	配置基準	・0歳児 : 3人につき1人以上 ・1・2歳児 : 6人につき1人以上 ・3歳児 : 20人につき1人以上 ・4歳以上児 : 30人につき1人以上	同左
7 開所時間	11時間が基本	13時間以上が基本	
8 保育料	住民税又は所得税の課税額に応じた階層区分に基づき、区市町村が徴収	認可保育所の徴収基準を上限に施設が設定・徴収	
9 補助金			
	運営費	負担金 (国1/2、都1/4、区市町村1/4)	補助金 (都1/2、市町村1/2) ※区部財調 (区10/10)
	施設整備費	ハード交付金 (国1/2、区市町村1/4) 設置者1/4	開設準備経費(改修経費) ※区部財調 (都1/2、市町村1/2) (区10/10)

就学前の子どもがいる世帯に関する調査データ（東京都）

就学前の子どもがいる世帯 2,592 世帯の就学前の子ども 3,371 人の状況について述べる。

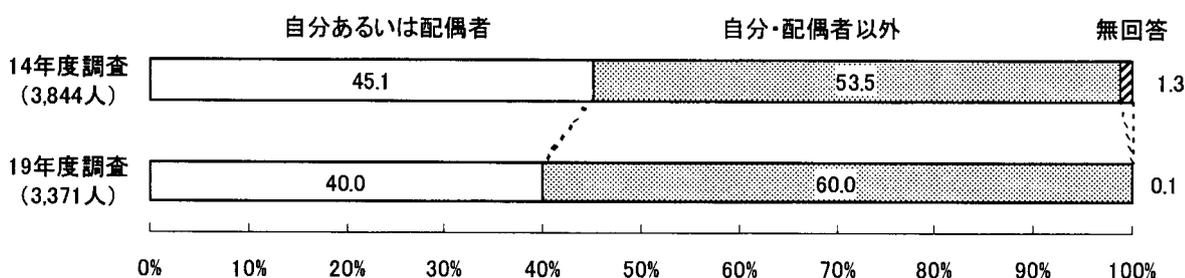
1 就学前の子どもの日中の世話

(1) 就学前の子どもの日中の世話 - 前回調査との比較

就学前の子ども 3,371 人について、子どもの日中の世話を主に誰がしているか聞いたところ「自分・配偶者以外」が 60.0% で、前回調査よりも 6.5 ポイント増加している。(図 I-2-1)

問 お子さんの日中の世話は主に誰がしていますか。

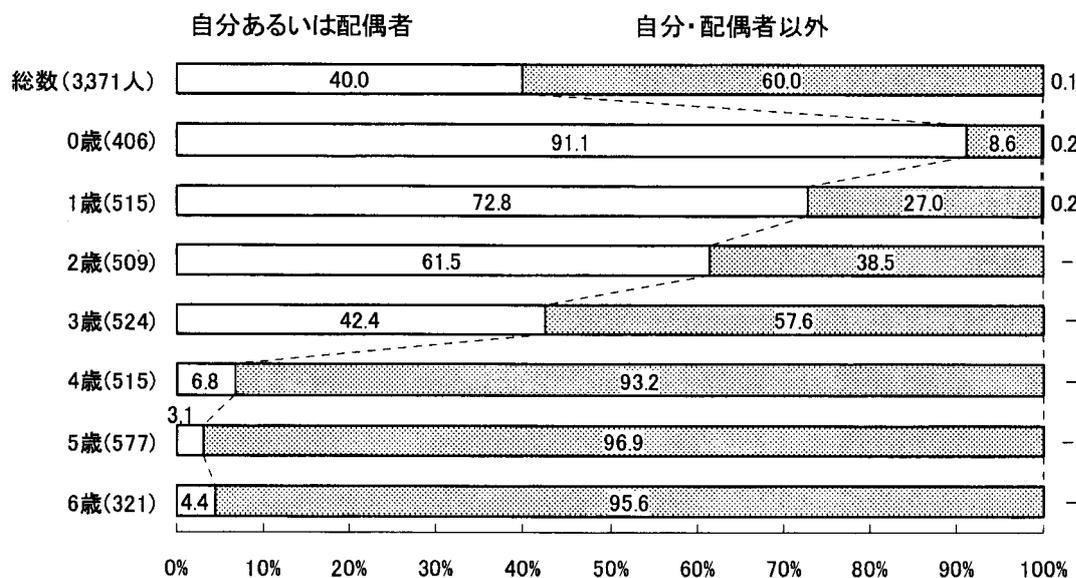
図 I-2-1 就学前の子どもの日中の世話 - 前回調査との比較



(2) 就学前の子どもの日中の世話 - 子どもの年齢別

就学前の子どもの日中の世話を子どもの年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて「自分・配偶者以外」の割合が、概ね増えていく傾向にある。(図 I-2-2)

図 I-2-2 就学前の子どもの日中の世話 - 子どもの年齢別

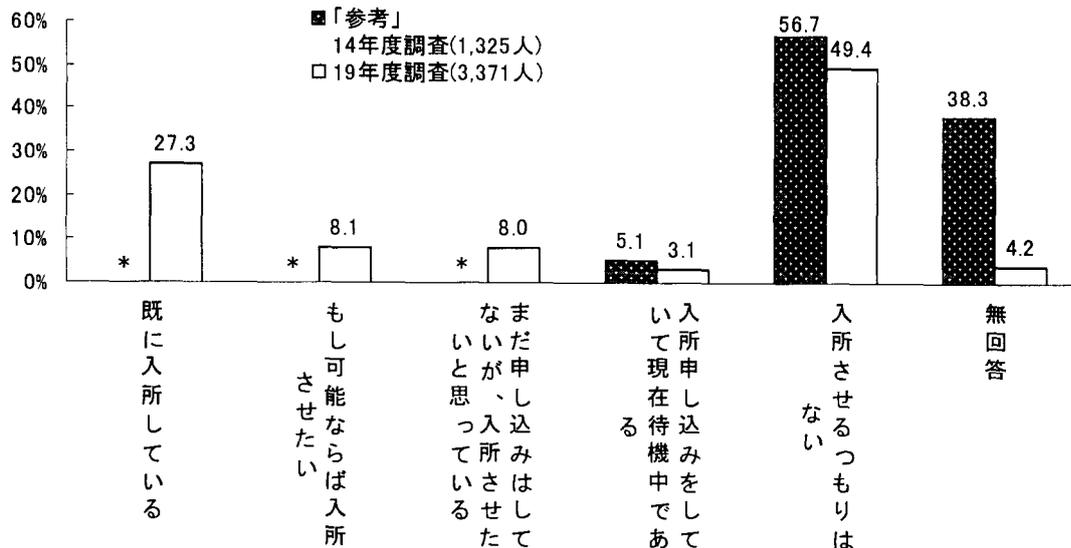


(3) 認可保育所への入所希望—前回調査との比較

就学前の子ども 3,371 人の子どもについて、認可保育所に入所させたいと思うか聞いたところ、「入所させるつもりはない」の割合が 49.4%と最も高く、「既に入所している」の割合が 27.3%と続いた。「入所申し込みをされていて現在待機中である」は、3.1%にとどまった。(図 I-2-3)

問 お子さん(それぞれの)を認可保育所に入所させたいと思いますか。

図 I-2-3 認可保育所への入所希望—前回調査との比較

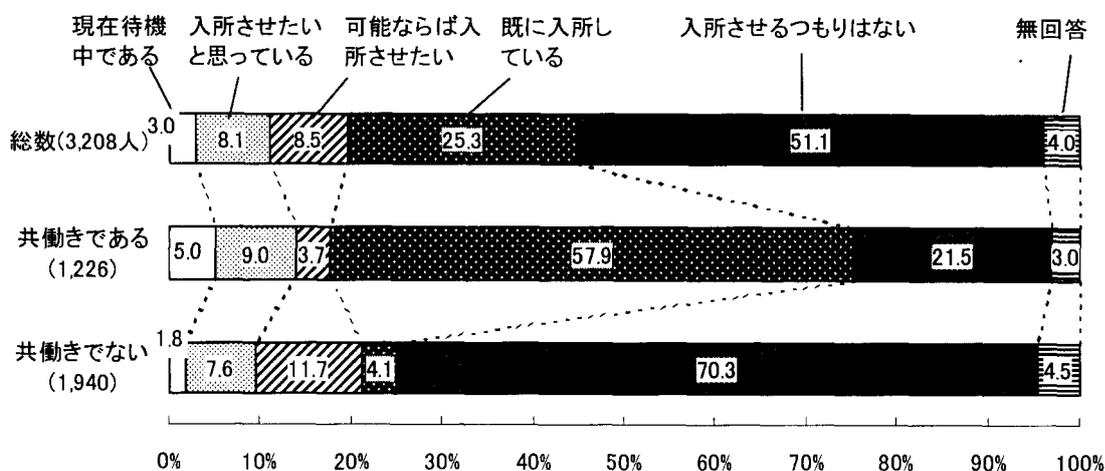


(4) 認可保育所への入所希望—共働きの状況別

認可保育所への入所希望について、共働きの状況別にみると夫婦ともに共働き世帯では「既に入所している」の割合が最も高く 57.9%、次いで「入所させるつもりはない」の割合が 21.5%と続く。

共働きでない世帯では、「入所させるつもりはない」の割合が 70.3%、次いで「可能ならば入所させたい」の割合が 11.7%と続いた。(図 I-2-4)

図 I-2-4 認可保育所への入所希望—共働きの状況別



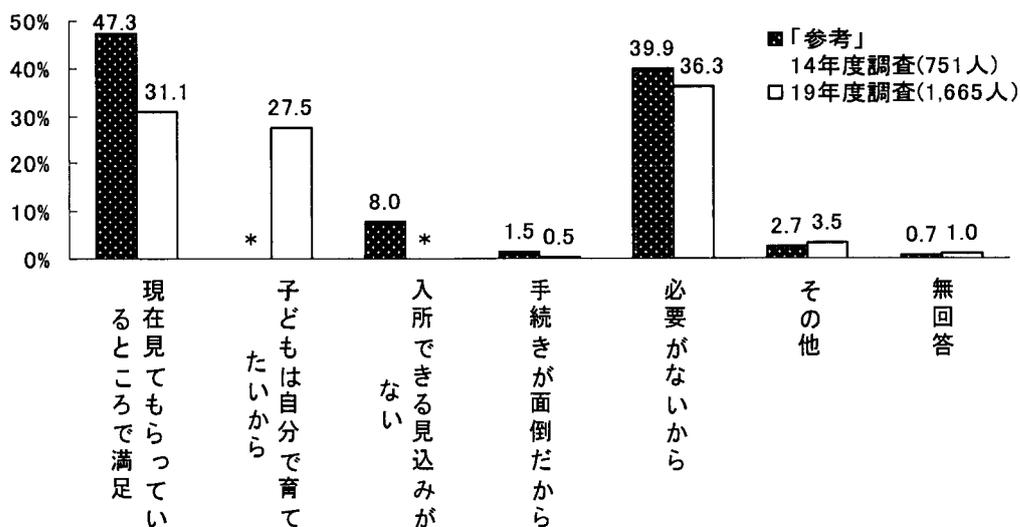
(注) 総数は、両親がいる世帯の就学前の子ども 3,208 人である。(ひとり親世帯は、含まれていない。)

(5) 認可保育所へ入所させるつもりがない理由—前回調査との比較

認可保育所へ「入所させるつもりはない」と答えた1,665人の理由を聞いたところ、「必要がないから」の割合が最も高く36.3%、次いで「現在見てもらっているところで満足」の割合が31.1%と続いた。(図I-2-5)

問 (認可保育所)に入所させるつもりがない理由は何ですか。

図I-2-5 認可保育所へ入所させるつもりがない理由—前回調査との比較



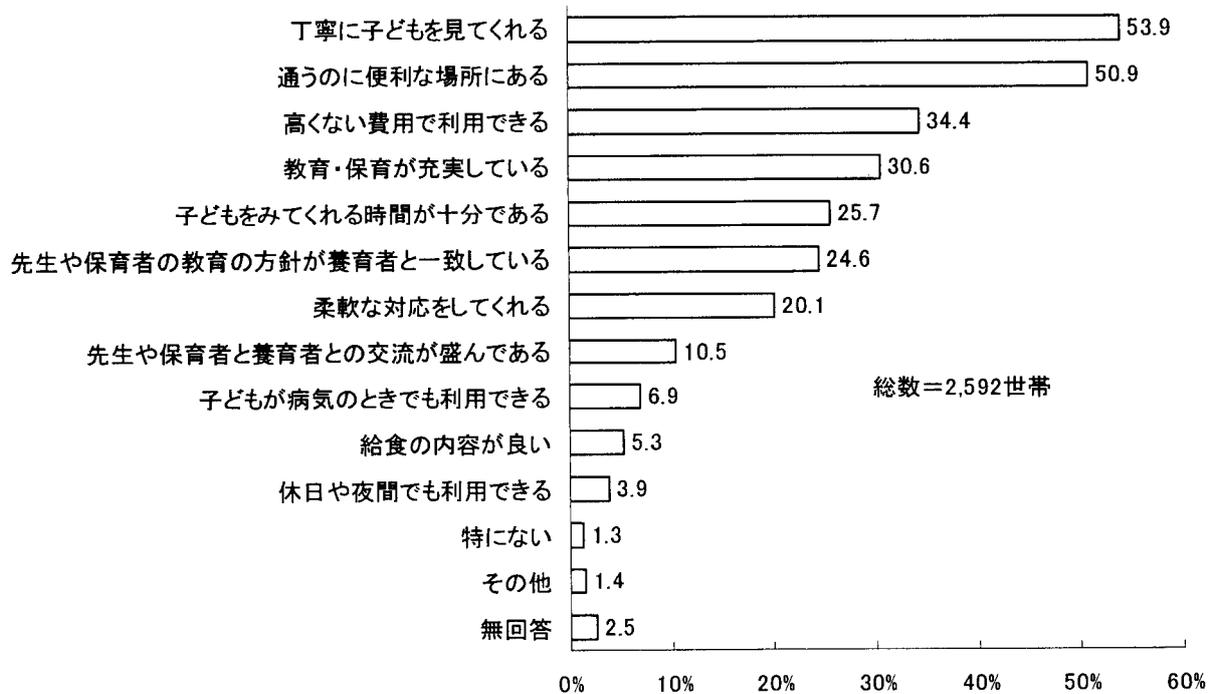
(6) 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕

子どもの預け先を選ぶ際に重視することを聞いたところ、「丁寧に子どもを見てくれる」と回答した割合が最も高く 53.9%、次いで「通うのに便利な場所にある」の割合が 50.9%と続いた。

(図 I-2-6)

問 お子さんの預け先を選ぶ際に重視することは何ですか。

図 I-2-6 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること〔複数回答〕



(注) 総数 2,592 世帯は、就学前の子どもがいる世帯数である。

(7) 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること[複数回答]

一日中子どもを見てもらっているところ（主なところ）別

子どもの預け先を選ぶ際に重視することについて、日中、主に子どもを見てもらっている（2,021世帯）ところ別にみると、総数では「通うのに便利な場所にある」の割合が51.9%で最も高く、「丁寧に子どもを見てくれる」が49.9%と続く。認証保育所で子どもを見てもらっている世帯では、子どもの預け先を選ぶ際に「給食の内容が良い」ことを重視する割合が14.3%で、他のところよりも高いのが目立つ。（表I-2-1）

表I-2-1 子どもの預け先を選ぶ際に重視すること[複数回答]

一日中子どもを見てもらっているところ（主なところ）別

	総数	子どもが十分で見えてくれる時	休日や夜間でも利用できる	子どもが病気のときでも利用できる	教育・保育が充実している	高くない費用で利用できる	柔軟な対応をしてくれる	方針が養育者と一致している	先生や保育者の教育との交流が盛んである	先生や保育者と養育者の	給食の内容が良い	丁寧に子どもを見てくれる	通うのに便利な場所にある	その他	特にな	無回答
総数	100.0 (2,021)	29.5	3.4	7.1	29.6	31.1	18.7	24.4	10.5	5.6	49.9	51.9	1.2	1.3	2.6	
認可保育所（公立）	100.0 (582)	41.4	4.1	8.6	23.4	32.3	18.9	11.3	7.9	6.2	46.2	59.6	1.2	1.5	2.6	
認可保育所（私立）	100.0 (315)	34.9	4.4	8.9	30.5	25.4	21.6	18.4	10.5	10.8	48.6	50.8	-	0.3	2.2	
認証保育所	100.0 (70)	30.0	2.9	10.0	24.3	34.3	24.3	7.1	14.3	14.3	47.1	57.1	1.4	-	1.4	
認定こども園	100.0 (12)	16.7	8.3	8.3	33.3	41.7	25.0	-	-	8.3	41.7	33.3	8.3	-	-	
幼稚園	100.0 (789)	20.7	1.8	4.9	35.2	30.5	17.2	37.0	11.5	2.8	53.0	49.2	1.8	1.8	1.5	
職場内保育所	100.0 (12)	16.7	-	16.7	25.0	66.7	41.7	-	-	8.3	50.0	75.0	-	-	-	
家庭福祉員（保育ママ）	100.0 (9)	55.6	11.1	-	22.2	11.1	11.1	33.3	22.2	-	77.8	33.3	-	-	-	
その他の家族	100.0 (17)	35.3	17.6	5.9	17.6	41.2	11.8	17.6	17.6	-	52.9	29.4	-	-	-	
同居していない親族や友人	100.0 (17)	41.2	-	5.9	17.6	41.2	17.6	29.4	29.4	5.9	35.3	41.2	-	-	-	

(8) 就学前の子どもの世話ができなかったときの対応（帰宅が遅くなった）〔複数回答〕

－両親の有無、共働きの状況別

過去1年間に親の帰宅が遅くなり、夜間子どもだけになったときに、どのように対応したか聞いたところ、「別居の親族に頼んだ」の割合が22.4%と高く、次いで「その他の家族に頼んだ」の割合が16.6%と続いた。一方、「そのようなことはなかった」の割合は59.8%であった。

両親の有無、共働きの状況別にみると、「別居の親族に頼んだ」の割合は、共働きである世帯が28.0%と高く、「その他の家族に頼んだ」の割合は、ひとり親世帯が26.2%と高くなっている。一方、「そのようなことはなかった」の割合は、共働きでない世帯で70.0%と高くなっている。

(表I-2-2)

問 過去1年間に、親の帰宅が遅くなり、夜間子どもだけになったときに、どのように対応しましたか。

表I-2-2 就学前の子どもの世話ができなかったときの対応（帰宅が遅くなった）〔複数回答〕

－両親の有無別、共働きの状況別

	総数	その他の家族に頼んだ	別居の親族に頼んだ	友人・知人に頼んだ	ベビーホテルを利用した	ベビーシッター等を利用した	子どもだけにしておいた	利用した 児童養護施設でのシヨートステイ	た 保育所等の一時保育を利用し	ファミリー・サポート・センターを利用した	ひとり親家庭ホームヘルプサービスを利用した	その他	そのようなことはなかった	無回答
総数	100.0 (2,592)	16.6	22.4	5.4	0.1	1.7	2.9	0.0	1.2	0.7	0.1	0.5	59.8	4.4
両親に育てられている	100.0 (2,451)	16.1	22.4	5.1	0.1	1.6	2.7	0.0	1.1	0.7	-	0.4	61.2	4.2
共働きである	100.0 (966)	20.6	28.0	8.2	0.1	2.9	4.6	0.1	1.7	1.4	-	0.9	48.2	5.7
共働きでない	100.0 (1,454)	12.9	18.5	3.0	0.1	0.8	1.4	-	0.8	0.1	-	0.1	70.0	3.0
ひとり親に育てられている	100.0 (141)	26.2	23.4	10.6	0.7	3.5	7.1	-	2.8	2.1	1.4	2.1	35.5	7.8

(9) 就学前の子どもの世話ができなかったときの対応（泊りがけの用事）〔複数回答〕

－両親の有無別、共働きの状況別

過去 1 年間に泊りがけの用事で親が子どもの世話をできなかったときに、どのように対応したか聞いたところ、「別居の親族に頼んだ」の割合が 13.1%と高く、次いで「その他の家族に頼んだ」の割合が 9.3%と続いた。一方、「そのようなことはなかった」の割合は 73.9%であった。

両親の有無、共働きの状況別にみると、「別居の親族に頼んだ」の割合は、共働きである世帯が 14.8%と高く、「その他の家族に頼んだ」の割合は、ひとり親世帯が 17.0%と高くなっている。一方、「そのようなことはなかった」の割合は、共働きでない世帯で 79.1%と高くなっている（表 I-2-3）。

問 過去 1 年間に、泊まりがけの用事で親が子どもの世話をできなかったときに、どのように対応しましたか。

表 I-2-3 就学前の子どもの世話ができなかったときの対応（泊りがけの用事）〔複数回答〕

－両親の有無別、共働きの状況別

	総数	その他の家族に頼んだ	別居の親族に頼んだ	友人・知人に頼んだ	ベビーホテルを利用した	ベビーシッター等を利用した	子どもだけにおいた	児童養護施設でのショートステイやトワイライトステイを利用した	保育所等の一時保育を利用した	ファミリー・サポート・センターを利用した	ひとり親家庭ホームヘルプサービスを利用した	その他	そのようなことはなかった	無回答
総数	100.0 (2,592)	9.3	13.1	1.1	0.1	0.4	0.1	0.1	0.3	-	-	0.2	73.9	6.6
両親に育てられている	100.0 (2,451)	8.9	13.1	1.1	0.1	0.4	0.1	0.1	0.3	-	-	0.2	74.7	6.3
共働きである	100.0 (966)	11.3	14.8	1.1	-	0.4	0.1	0.1	0.4	-	-	0.4	68.9	8.5
共働きでない	100.0 (1,454)	7.2	11.7	1.0	0.1	0.3	-	0.1	0.2	-	-	0.1	79.1	4.7
ひとり親に育てられている	100.0 (141)	17.0	13.5	1.4	-	1.4	-	-	-	-	-	0.7	58.9	10.6

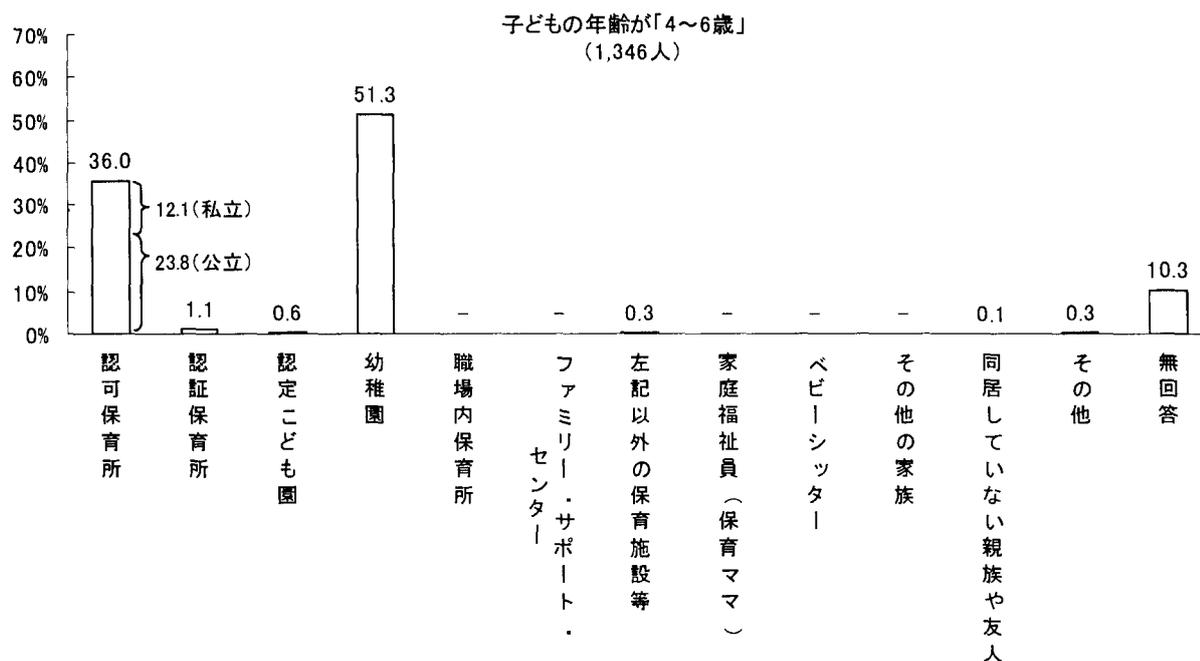
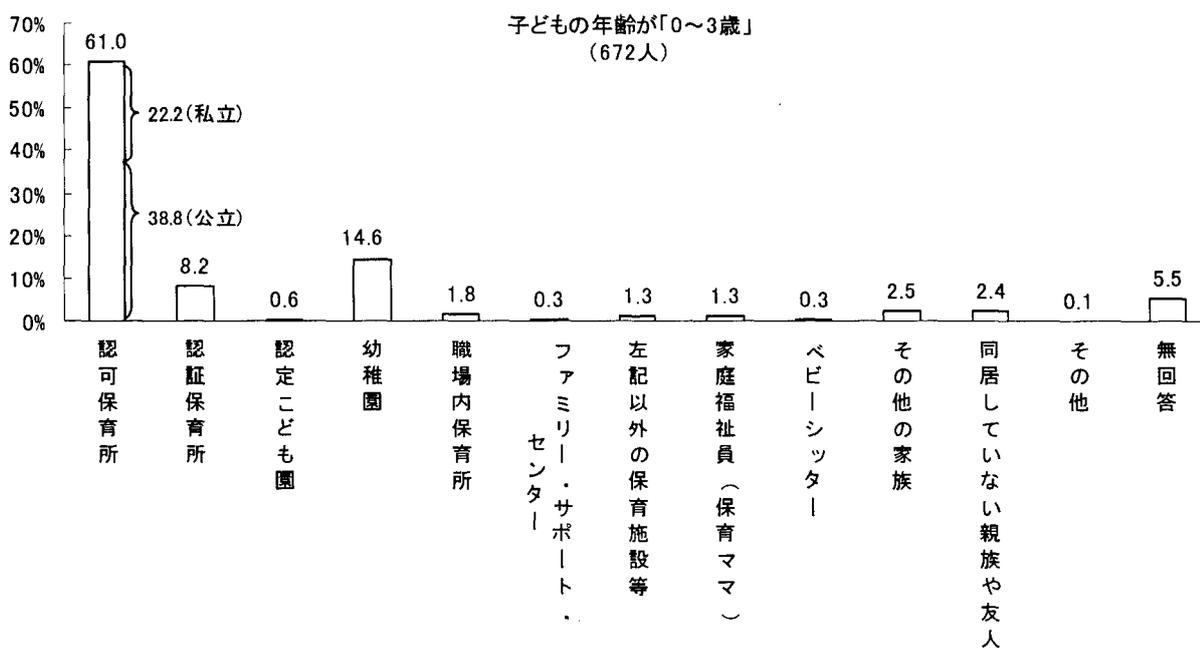
2 自分・配偶者以外が日中の世話をしている子ども（2,021人）の状況

(1) 日中の主な預け先

自分・配偶者以外が日中の世話をしている子ども2,021人について、日中の預け先を子どもの年齢別（「0～3歳」「4～6歳」）にみると、子どもの年齢が「0～3歳」では、「認可保育所」が最も多く61.0%であった。（図I-2-7）

問 日中お子さんの世話は主に誰がしていますか。

図I-2-7 日中の主な預け先



(2) 日中の主な預け先—両親の有無別

子どもの日中の主な預け先は、ひとり親世帯では「認可保育所（公立）」の割合が最も高く52.3%であった。（表 I-2-4）

問 日中お子さんの世話は主に誰がしていますか。

表 I-2-4 日中の主な預け先—両親の有無別

	総数	立認可保育所（公立）	立認可保育所（私立）	認証保育所	認定こども園	幼稚園	職場内保育所	ポート・センター	ファミリー・センター	上記以外の保育施設	ママ（家庭福祉員（保育））	ベビーシッター	その他の家族	同居していない親族や友人	その他	無回答
総数	100.0 (2,021)	28.8	15.6	3.5	0.6	39.0	0.6	0.1	0.6	0.4	0.1	0.8	0.8	0.2	8.7	
両親に育てられている	100.0 (1,872)	26.9	15.3	3.3	0.6	41.2	0.6	0.1	0.6	0.5	0.1	0.6	0.9	0.3	9.0	
ひとり親に育てられている	100.0 (149)	<u>52.3</u>	19.5	5.4	0.7	12.1	-	-	0.7	-	-	4.0	-	-	5.4	

(3) 日中の主な預け先—子どもの年齢（1歳刻み）別

日中の主な預け先を子どもの年齢（1歳刻み）別にみると、0歳では「認可保育所（私立）」の割合が25.7%と最も高く、次いで「その他の家族」22.9%、「認証保育所」14.3%と続く。1、2歳児では「認可保育所（公立）」の割合が最も高く（1歳48.2%、2歳46.9%）、次いで「認可保育所（私立）」の割合が高くなっている。（1歳25.9%、2歳26.5%）（表 I-2-5）

表 I-2-5 日中の主な預け先—子どもの年齢（1歳刻み）別

	総数	立認可保育所（公立）	立認可保育所（私立）	認証保育所	認定こども園	幼稚園	職場内保育所	ポート・センター	ファミリー・センター	上記以外の保育施設	ママ（家庭福祉員（保育））	ベビーシッター	その他の家族	同居していない親族や友人	その他	無回答
総数	100.0 (2,021)	28.8	15.6	3.5	0.6	39.0	0.6	0.1	0.6	0.4	0.1	0.8	0.8	0.2	8.7	
0歳	100.0 (35)	8.6	<u>25.7</u>	<u>14.3</u>	-	-	-	2.9	-	2.9	-	<u>22.9</u>	11.4	-	11.4	
1歳	100.0 (139)	<u>48.2</u>	<u>25.9</u>	11.5	-	-	2.2	-	2.2	2.2	0.7	0.7	3.6	-	2.9	
2歳	100.0 (196)	<u>46.9</u>	<u>26.5</u>	10.2	1.0	0.5	2.6	-	1.0	2.6	0.5	1.5	1.0	-	5.6	
3歳	100.0 (302)	32.8	17.2	4.6	0.7	32.1	1.3	0.3	1.3	-	-	1.7	1.7	0.3	6.0	
4歳	100.0 (480)	24.2	13.8	1.5	0.6	49.8	-	-	0.4	-	-	-	-	0.4	9.4	
5歳	100.0 (559)	22.4	10.6	0.7	0.5	54.4	-	-	-	-	-	-	0.2	-	11.3	
6歳	100.0 (307)	26.1	12.4	1.3	0.7	48.2	-	-	0.7	-	-	-	-	0.7	10.1	

(4) 主な預け先の保育開始時間一日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別

主な預け先の保育開始時間を聞いたところ、「午前9時～9時29分」の割合が40.5%と最も高い。

日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別にみると、認証保育所では保育開始時間が「午前8時～午前8時29分」の割合が34.3%で最も高い。（表I-2-6）

問 何時から何時までみてもらっていますか。

表I-2-6 主な預け先の保育開始時間一日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別

	総 数	前 前 7 時 2 9 分 以	午 前 7 時 5 3 分 以	午 前 8 時 2 9 分	午 前 8 時 5 3 分 以	午 前 9 時 2 9 分	午 前 9 時 5 3 分 以	午 前 1 0 時 以 降	無 回 答
総数	100.0 (2,021)	1.3	4.9	13.7	18.4	<u>40.5</u>	5.1	2.0	14.1
認可保育所(公立)	100.0 (582)	1.5	10.3	19.8	30.8	31.4	3.8	-	2.4
認可保育所(私立)	100.0 (315)	3.2	9.2	23.5	26.7	32.4	4.1	-	1.0
認証保育所	100.0 (70)	2.9	7.1	<u>34.3</u>	21.4	27.1	1.4	4.3	1.4
認定こども園	100.0 (12)	-	-	16.7	25.0	41.7	8.3	-	8.3
幼稚園	100.0 (789)	0.3	0.5	5.7	9.9	61.9	7.9	3.4	10.5
職場内保育所	100.0 (12)	-	-	8.3	50.0	33.3	-	8.3	-
14年度調査	100.0 (2,058)	0.8	4.3	9.1	17.6	46.6	6.5	3.8	11.4

(5) 主な預け先の保育終了時間一日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別

主な預け先の保育終了時間を聞いたところ、「午後2時～午後2時59分」の割合が25.8%と最も高い。

また、保育終了時間の「午後6時～午後6時59分」の割合が17.5%で、前回調査の割合(13.0%)よりも4.5ポイント増加している。日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別にみると認証保育所では「午後6時～午後6時59分」の割合が38.6%と4割近くとなっている。(表I-2-7)

表I-2-7 主な預け先の保育終了時間

一日中子どもをみてもらっているところ（主なところ）別

	総 数	以 前 後 1 時 5 9 分	午 後 2 時 5 9 分	午 後 3 時 5 9 分	午 後 4 時 5 9 分	午 後 5 時 5 9 分	午 後 6 時 5 9 分	午 後 7 時 5 9 分	午 後 8 時 5 9 分	午 後 9 時 5 9 分	午 後 1 0 時 以 降	無 回 答
総数	100.0 (2,021)	5.0	25.8	4.8	10.7	17.2	17.5	3.7	0.3	0.3	0.1	14.5
認可保育所(公立)	100.0 (582)	0.2	1.5	0.5	21.0	30.6	36.6	7.0	-	-	-	2.6
認可保育所(私立)	100.0 (315)	1.0	3.8	0.6	17.5	37.8	30.8	6.0	1.0	0.6	-	1.0
認証保育所	100.0 (70)	-	2.9	1.4	12.9	27.1	38.6	12.9	2.9	-	-	1.4
認定こども園	100.0 (12)	8.3	41.7	8.3	16.7	8.3	8.3	-	-	-	-	8.3
幼稚園	100.0 (789)	11.8	61.3	10.3	2.2	2.0	0.8	-	-	-	0.3	11.4
職場内保育所	100.0 (12)	-	8.3	16.7	25.0	33.3	16.7	-	-	-	-	-
14年度調査	100.0 (2,058)	7.2	28.5	6.3	13.9	16.2	13.0	2.8	0.2	0.1	0.3	11.4

(6) 補助的な預け先の保育開始時間と終了時間

一日中子どもをみてもらっているところ（補助的などころ）別

補助的な預け先の保育開始時間及び保育終了時間を尋ねたところ、保育開始時間は「午後4時～午後5時59分」の割合が2.4%と最も多く、保育終了時間は「午後5時～午後6時59分」の割合が3.2%、「午後7時～午後8時59分」の割合が3.0%とそれぞれ高い。

(表I-2-8、表I-2-9)

表I-2-8 補助的な預け先の保育開始時間

一日中子どもをみてもらっているところ（主などころ）別

	総 数	以 前 9 時 5 9 分	午 前 1 1 0 時 5 9 分	午 前 1 1 時	5 正 午 9 分 ～ 午 後 1 時	時 午 5 後 9 2 分 ～ 午 後 3	時 午 5 後 9 4 分 ～ 午 後 5	午 後 6 時 以 降	な 補 助 的 な と こ ろ は な い	無 回 答
総数	100.0 (2,021)	1.9	0.1	0.3	1.7	2.4	2.0	79.6	12.0	
職場内保育所	100.0 (11)	27.3	-	-	45.5	18.2	9.1	-	-	
ファミリー・サポ ート・センター	100.0 (18)	5.6	-	-	-	11.1	72.2	-	11.1	
ベビーシッター	100.0 (16)	6.3	6.3	-	6.3	25.0	43.8	-	12.5	
その他の家族	100.0 (35)	8.6	-	2.9	25.7	25.7	2.9	-	34.3	
同居していない親 族や友人	100.0 (135)	20.7	0.7	3.7	9.6	23.0	11.1	-	31.1	

表I-2-9 補助的な預け先の保育終了時間

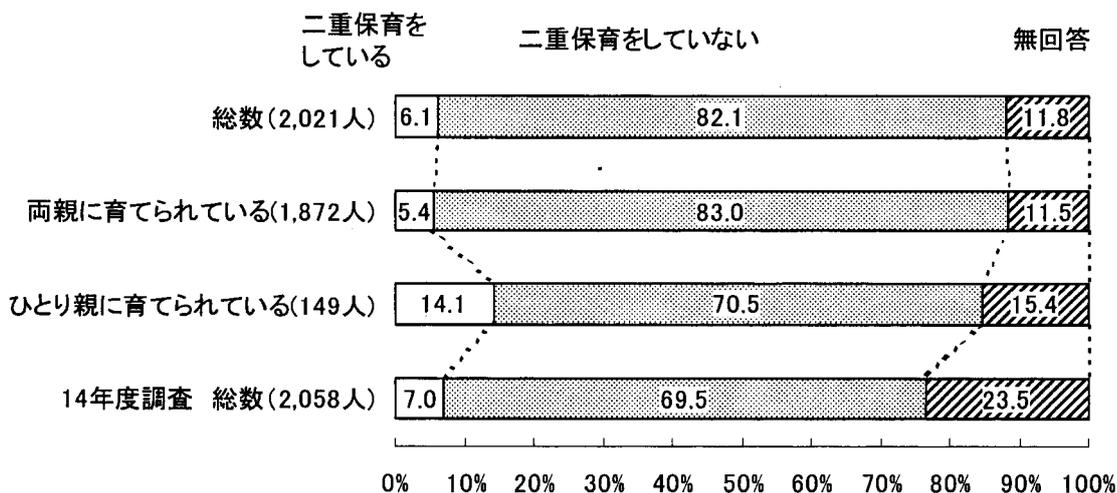
一日中子どもをみてもらっているところ（補助的などころ）別

	総 数	午 後 2 時 5 9 分 以 前	5 午 後 9 分 3 時 ～ 午 後 4 時	5 午 後 9 分 5 時 ～ 午 後 6 時	5 午 後 9 分 7 時 ～ 午 後 8 時	午 後 9 時 以 降	補 助 的 な と こ ろ は な い	無 回 答
総数	100.0 (2,021)	0.2	0.7	3.2	3.0	1.2	79.6	12.0
職場内保育所	100.0 (11)	-	18.2	27.3	-	54.5	-	-
ファミリー・サポ ート・センター	100.0 (18)	-	5.6	11.1	55.6	16.7	-	11.1
ベビーシッター	100.0 (16)	-	6.3	6.3	56.3	18.8	-	12.5
その他の家族	100.0 (35)	2.9	11.4	25.7	25.7	-	-	34.3
同居していない親 族や友人	100.0 (135)	1.5	3.7	31.9	23.0	8.1	-	31.9

(7) 二重保育—両親の有無別

主な預け先を利用した後に、補助的な預け先を利用している「二重保育をしている」子どもの割合は、6.1%である。ひとり親世帯では「二重保育をしている」子どもの割合は、14.1%であった。(図 I-2-8)

図 I-2-8 二重保育—両親の有無別



《参考》

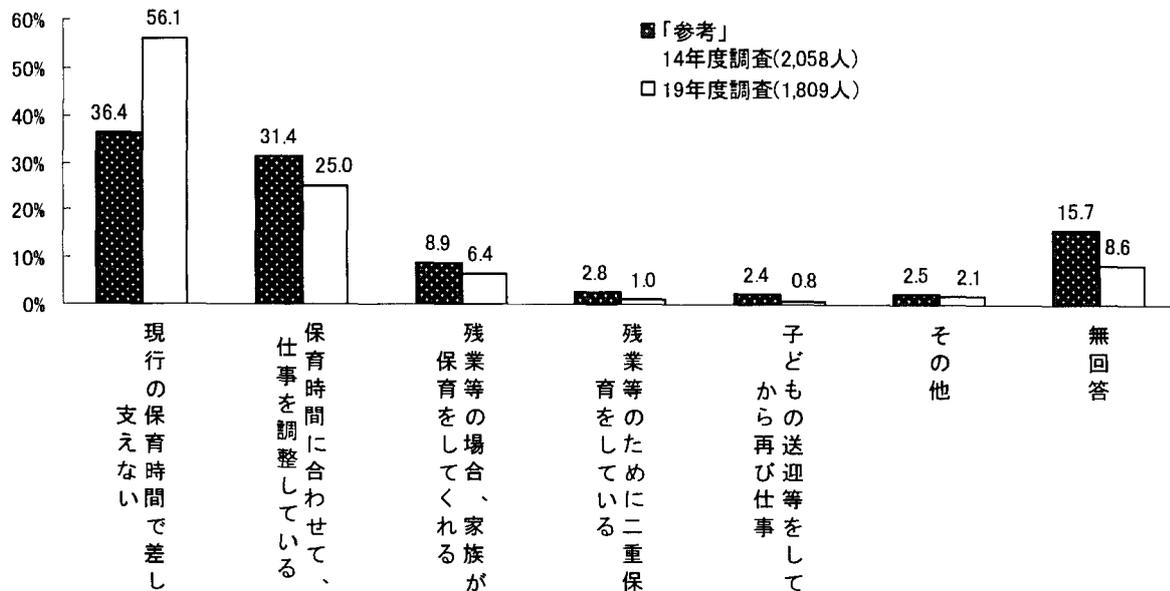
子どもの日中の世話は「自分・配偶者以外」と答えた世帯の子ども2,021人について、①日中の主な預け先と補助的な預け先にそれぞれ預けている時間から、二重保育をしていると見受けられる子どもと、②「保育時間と勤務時間との関係」で「二重保育をしている」と答えた子どもを合わせて「二重保育をしている」として集計した。

(8) 保育時間と勤務時間の関係

保育時間と勤務時間の関係はどのようになっているか尋ねたところ、「現行の保育時間で指し支えない」と回答した割合が最も高く56.1%、次いで「保育時間に合わせて、仕事を調整している」が25.0%となっている。(図I-2-9)

問 保育時間と勤務時間の関係はどのようになっていますか。

図I-2-9 保育時間と勤務時間の関係



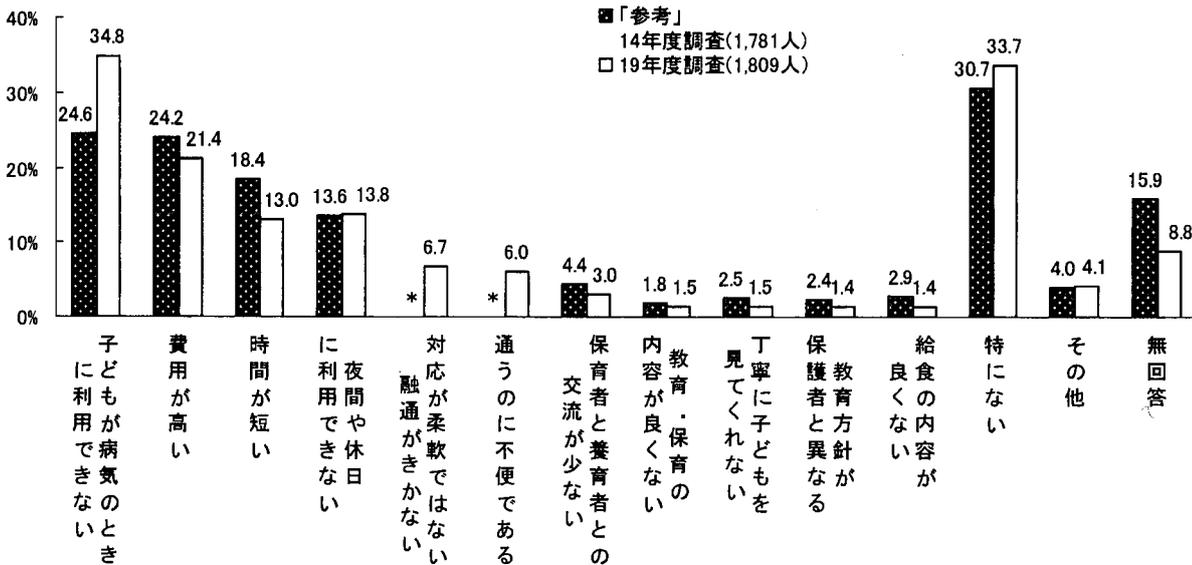
(注) (8)～(10)の19年度調査の母集団1,809人は、日中、子どもをみてもらっているところを「認可保育所(公立)」「認可保育所(私立)」「認証保育所」「認定こども園」「幼稚園」「職場内保育所」「ファミリーサポートセンター」「ベビーホテルなどの施設」「家庭福祉員(保育ママ)」「ベビーシッター」と答えた数である。

(9) 子どもを預けていて不満に思うこと

日中の主な預け先に関して、困ることや不満に思うことを尋ねたところ「子どもが病気
のときに利用できない」の割合が34.8%と最も高く、平成14年度調査に比べて10ポ
イント以上増加したが「特にない」も33.7%と2番目に多かった。(図I-2-10)

問 お子さんの預け先に関して、困ることや不満に思うことは何ですか。

図I-2-10 子どもを預けていて不満に思うこと



(10) 子どもを預けていて不満に思うこと—両親の有無別

日中の主な預け先に関して、困ることや不満に思うことを両親の有無別にみると、ひと
り親世帯では「子どもが病気の際に利用できない」の割合が50.4%、次いで「夜間や
休日に利用できない」の27.4%と続く。(表I-2-10)

表I-2-10 子どもを預けていて不満に思うこと—両親の有無別

	総数	間が短い	子どもを 見られる時 間	夜間や休 日に利用 できない	子どもが 病気の ときに 利用でき ない	教育・保 育の 内容が良 くない	費用が高 い	融通がき かない	対応が柔 軟ではな い、	方針が養 育者と異 なる	先生や保 育者の教 育の	先生や保 育者と養 育者 との交流 が少ない	給食の内 容が良く ない	丁寧にお 子を見て くれない	通うのに 不便であ る	特にな い	その他	無回 答
総数	100.0 (1,806)	13.1	13.8	34.9	1.5	21.5	6.7	1.4	3.0	1.4	1.4	1.6	6.0	33.7	4.2	8.6		
両親に育てられている	100.0 (1,671)	13.4	12.7	33.6	1.4	22.3	6.6	1.6	2.9	1.4	1.5	6.2	34.1	4.2	8.7			
ひとり親に育てられている	100.0 (135)	8.9	27.4	50.4	2.2	11.1	8.1	-	4.4	1.5	2.2	3.7	29.6	3.0	7.4			

3 自分・配偶者が日中の世話をしている子ども（1,347人）の状況

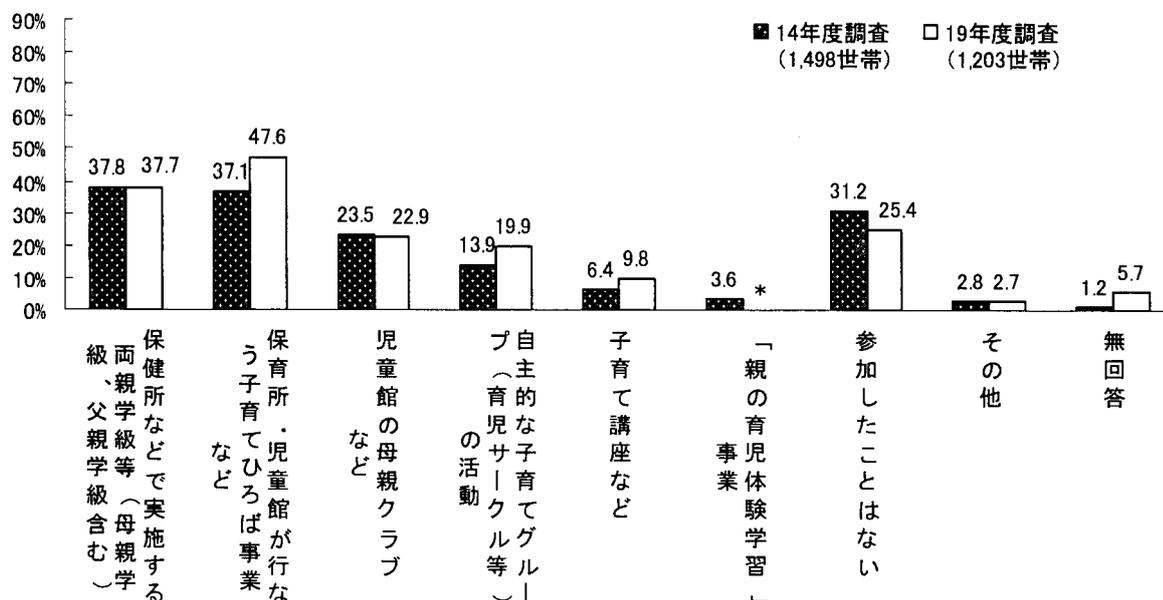
日中の子ども（1,347人）の世話を「自分あるいは配偶者」と答えた1,203世帯に各種サービスの利用状況について尋ねた。

(1) 子育てサービスの参加状況〔複数回答〕－前回調査との比較

子育てサービスの参加状況を尋ねたところ、「保育所・児童館が行なう子育てひろば事業など」の割合が47.6%と最も高く、前回調査の割合（37.1%）と比べて10ポイント以上増加した。（図I-2-11）

問 次のうちで、参加したことがあるものはありますか。

図I-2-11 子育てサービスの参加状況〔複数回答〕－前回調査との比較



(2) 子育てサービスの参加状況[複数回答]—地域別

子育てサービスの参加状況を地域別に尋ねたところ、「参加したことがある」の割合は、区部(67.2%)よりも、市・町・村部(73.0%)の方が高い。

サービス内容の「保育所・児童館が行なう子育てひろば事業など」に参加した人は、区部(44.5%)よりも、市・町・村部(54.5%)の割合が10ポイント高くなっている。(表I-2-11)

表I-2-11 子育てサービスの参加状況[複数回答]—地域別

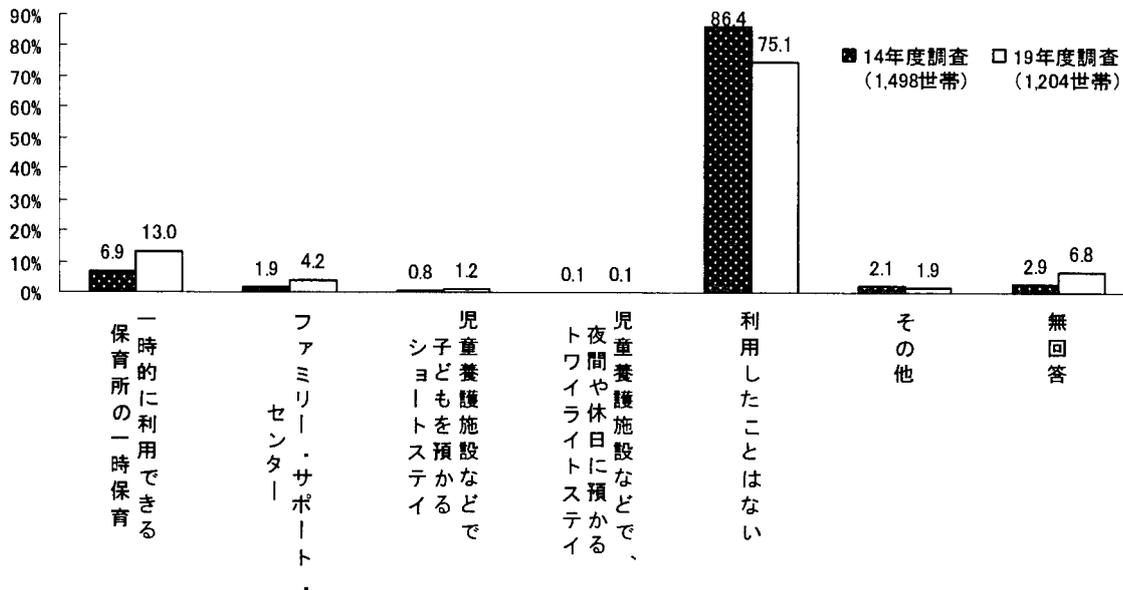
	総数	参加したことがある	保健所など	児童館の	事業など	保育所・児童館が	子育てひろば	公民館・女性センターなどが行う子育て講座など	公民館・女性センターなどが行う子育て講座など	自主的な子育てグループ(育児サークル等)の活動	その他	参加したことはない	無回答
			する両親学級等	の母親クラブ	行う子育てひろば	保育所・児童館が	子育てひろば	公民館・女性センターなどが行う子育て講座など	公民館・女性センターなどが行う子育て講座など	自主的な子育てグループ(育児サークル等)の活動	その他		
総数	100.0 (1,203)	69.0	37.7	22.9	47.6	9.8	19.9	2.7	25.4	5.7			
区部計	100.0 (825)	67.2	37.8	24.6	44.5	8.1	17.9	2.4	26.5	6.3			
区中央部	100.0 (57)	77.2	42.1	26.3	61.4	10.5	15.8	8.8	19.3	3.5			
区南部	100.0 (105)	68.6	37.1	34.3	42.9	5.7	16.2	1.0	29.5	1.9			
区西南部	100.0 (114)	71.1	38.6	21.1	49.1	7.9	23.7	2.6	24.6	4.4			
区西部	100.0 (112)	65.2	36.6	28.6	42.0	12.5	19.6	0.9	23.2	11.6			
区西北部	100.0 (166)	71.1	39.2	28.9	45.8	10.2	14.5	2.4	24.7	4.2			
区東北部	100.0 (133)	57.1	35.3	18.0	32.3	3.0	15.0	1.5	36.1	6.8			
区東部	100.0 (138)	65.2	37.7	17.4	47.1	8.0	21.0	2.9	24.6	10.1			
市・町・村部計	100.0 (378)	73.0	37.6	19.3	54.5	13.5	24.1	3.2	22.8	4.2			
西多摩	100.0 (32)	65.6	34.4	15.6	40.6	9.4	18.8	6.3	18.8	15.6			
南多摩	100.0 (116)	71.6	31.0	19.8	50.9	9.5	26.7	2.6	25.0	3.4			
北多摩西部	100.0 (48)	79.2	39.6	14.6	62.5	31.3	25.0	4.2	20.8	-			
北多摩南部	100.0 (110)	70.0	39.1	18.2	55.5	12.7	20.9	1.8	24.5	5.5			
北多摩北部	100.0 (72)	79.2	45.8	25.0	59.7	11.1	26.4	4.2	19.4	1.4			

(3) 一時的な子育てサービスの利用状況[複数回答]—前回調査との比較

一時的な子育てサービスを利用したことがあるか尋ねたところ「一時的に利用できる保育所等の一時保育」が13.0%で、前回調査に比べて6ポイント以上増えた。(図I-2-12)

問 次のサービスのうちで、一時的に利用したことがあるものはありますか。

図I-2-12 一時的な子育てサービスの利用状況[複数回答]—前回調査との比較

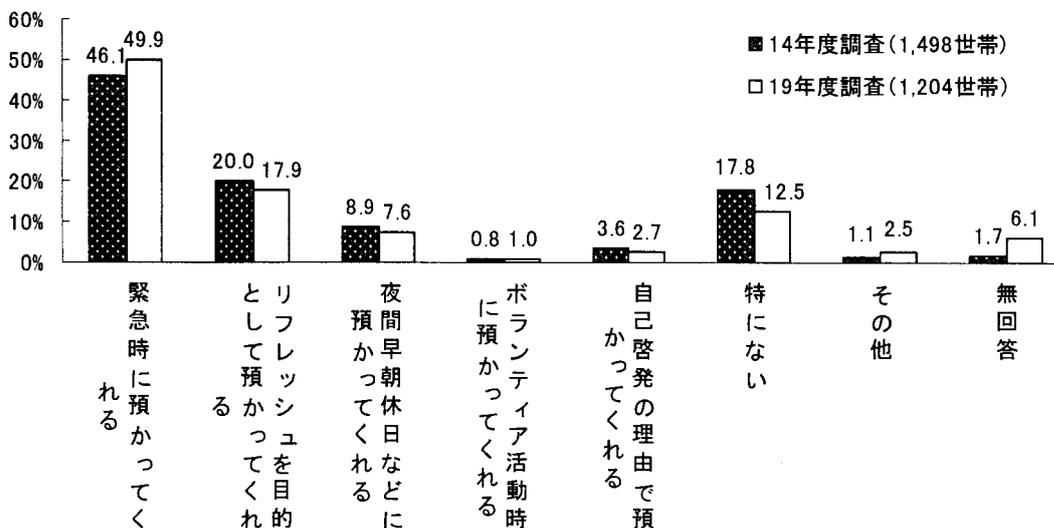


(4) あればよいと思う在宅支援サービス—前回調査との比較

どのような在宅支援サービスがあればよいと思うか尋ねたところ、「親や家族の病気などの緊急時に預かってくれる」が49.9%とおおよそ半数で最も多く、次いで「リフレッシュのため、美容院やコンサートに行ったり、スポーツをするなどの理由で預かってくれる」の17.9%となっている。(図I-2-13)

問 在宅で子育てを行なう家庭に対し、どのようなサービスがあればいいと思いますか。

図I-2-13 あればよいと思う在宅支援サービス—前回調査との比較



認証保育所モデル契約書

〇〇〇〇（以下、「保護者」といいます。）と□□□□（以下、「事業者」といいます。）とは、事業者が保護者の乳幼児〇〇〇〇（以下「乳幼児」といいます。）に対して行う保育について、以下のとおり契約を締結します。

- ・ 契約当事者と直接サービスを受ける児童とが、誰であるかを明確に記載してください。

第1条(契約の目的)

事業者は、乳幼児に対し、児童福祉法等の趣旨にしたがって、安心して生活できる保育を提供し、保護者は事業者に対しその保育に対する料金を支払います。

- ・ この契約は、保護者と事業者の双方に、債権又は債務の関係が生じる契約であることを記載してください。
- ・ 児童福祉法、認証保育所事業実施要綱及び東京都認証保育所事業実施細目の趣旨に反するような保育とならないよう、「児童福祉法令等の趣旨にしたがって、……」の文言を入れ、提供するサービス内容についての枠組みを設けてください。

第2条(契約期間)

- 1 この契約期間は、平成〇〇年〇月〇日から平成〇〇年〇月〇〇日までとします。
- 2 契約満了日の〇日前までに、保護者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、再度契約の内容を確認した上で、更新することとします。

- ・ 文書による解約については、利用者からの解約に制限を加える趣旨ではなく、後々のトラブル防止の観点から規定しました。
- ・ 契約更新時に契約の内容を確認するのは、保育時間などに変更が生ずる場合が多く、自動更新がなじまないことが想定されるためです。
- ・ 契約内容が変更になる場合は、変更契約書又は新たに契約書を取り交わしてください。

第3条(保育の場所)

保育の提供場所は、東京都〇〇〇区(市)〇丁目〇番〇号の〇〇〇保育園です。

- ・ 保育所の所在地、名称を明確にしてください。

第4条(保育サービスの内容)

- 1 事業者は、児童福祉法、保育所保育指針及び認証保育所事業実施要綱等に沿って、乳幼児の発達に必要な保育サービスを提供します。
- 2 保育内容は、「重要事項説明書」のとおりとします。

- ・ 提供するサービスの内容を包括的に明示し、児童福祉法、保育所保育指針、認証保育所事業実施要綱、認証保育所事業実施細目で定める保育を行う旨を記載してください。
- ・ 保育の内容やサービスの種類について、「重要事項説明書」のとおり実施することを示してください。

第5条(保育の記録)

- 1 事業者は、保育所において乳幼児の保育内容を記載した諸記録を作成し、契約終了後又は契約の解約後〇年間保存します。なお、保存期間が経過した際には第11条第1項の守秘義務にのっとり破棄します。
- 2 保護者は、前項の諸記録を閲覧することができます。

- ・ 第1項は、保育に必要な記録(在籍記録・児童票・保育計画・健康診断書等)の作成とこれらの保存年限について規定しました。
- ・ 保存年限について、幼稚園の場合は指導に関する記録を5年、学籍に関する記録を20年、卒園後保存することになっていますので、参考にしてください。
(学校教育施行規則第15条第2項)
- ・ また、廃棄に当たっては、プライバシーを保護するため、裁断処理を行うなどの方法を取ってください。

第6条(契約時間等)

- 1 契約時間 〇曜日から〇曜日までの〇時〇〇分から〇時〇〇分まで
- 2 利用時間の延長

上記の契約時間を超えて、開所時間内に保育が必要になった場合は、保護者は事前に事業者へ連絡するものとします。

- ・ 曜日や時間について、契約の範囲を明確にしてください。
- ・ 契約時間を超えて、随時に保育時間の延長が必要になった場合の取り扱いについて定めておいてください。

- ・ 曜日や時間は、保護者の勤務状況により変更されることが多いため、「契約書別紙」(50ページ参照)に分け、契約の変更を行いやすくする手法をとっても構いません。
この場合、本条は『契約時間等は、「契約書別紙」によります。』と記載してください。
なお、「契約書別紙」も契約書の一部であるため、別紙のなかに定められている事項が守られない場合は、契約不履行となりますので留意してください。

第7条(料金)

保護者は保育サービスの対価として、事業者に次のとおり支払うものとします。

- ① 月極保育料 _____ 円 (月額、消費税を含む。)
ただし、前条第1項の契約時間内の保育、昼食代、おやつ代を含みます。
- ② その他の利用料
 - ・ 随時の延長保育料 _____ 円 (1時間当たり、消費税を含む。)
 - ・ 補食代(夕食) _____ 円 (1回当たり、消費税を含む。)なお、これらの利用料は月単位で清算します。

- ・ ①のように、月極保育料に含まれるサービス内容も明記してください。
- ・ ②のように、月極保育のほか、随時に利用するサービスについても契約書に盛り込んでください。この場合、サービスの内容と利用料、清算方法も明記してください。
- ・ 料金単位(月、日、時間)や消費税の取り扱いについて明確にしてください。
- ・ 曜日や時間の変更に伴い、料金も変更されることが多いため、「契約書別紙」(50ページ参照)に分け、契約の変更を行いやすくする手法をとっても構いません。
この場合、本条は『契約時間等は、「契約書別紙」によります。』と記載してください。
なお、「契約書別紙」も契約書の一部であるため、別紙のなかに定められている事項が守られない場合は、契約不履行となりますので留意してください。

第8条(料金の支払)

- 1 前条①の料金について、事業者は明細を付して当月〇日までに保護者に請求し、保護者は当月〇日までに事業者へ〇〇〇〇の方法で支払います。
- 2 前条②の料金について、事業者は明細を付して翌月〇日までに保護者に請求し、保護者は請求があった月の〇日までに事業者へ〇〇〇〇の方法で支払います。
- 3 月の途中で入退所する場合、前条第1号の保育料は、在籍日数に応じ日割計算で料金を算定します。
- 4 退所する場合の清算料金について、第1項及び第2項の定めに関わらず、事業者は明細及び支払期限を付して当月末までに保護者に請求し、保護者は支払期限までに事業者へ〇〇〇〇の方法で支払います。
- 5 事業者は、保護者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収証を発行します。

- ・ 具体的な支払い方法についても明確にしてください。
(例 口座振替払・現金振込払・現金払等)
- ・ 随時のサービスを利用した場合の支払方法も明記してください。
- ・ 月途中の入退所の場合の料金の算定方法についても明記してください。
- ・ 退所時には、転居や口座の変更も想定されるので、第1項及び第2項以外の方法で支払うことがあり得ますので、その場合は支払い方法を明記してください。

第9条(契約の解除)

- 1 保護者又は乳幼児の事情で中途退所する場合、保護者は退所予定日の前月〇日までに事業者に書面にて申し出るものとします。前月〇日以降に退所を申し出た場合、保護者は翌月分に相当する第7条①の保育料を支払うものとします。
- 2 次の事由に該当した場合、保護者は文書で事業者に通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なく保育を拒否した場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が法令等の社会的義務に反した場合
 - ④ 事業者が乳幼児又は保護者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ⑤ 事業者が破産した場合
- 3 事業者は、閉所や休所など止むを得ない事情がある場合、保護者に対して、〇箇月間の予告期間を置いて、理由を文書で明示し口頭で説明した上で、この契約を解除することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で保護者に通知することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 保護者が第7条に定める料金の支払いを遅延した場合で、料金支払の催告期間が経過しても支払わない場合
 - ② 保護者が事業者や保育所従業者又は他の利用者(保護者、乳幼児)に対して、重大な背信行為を行った場合

- ・ 第1項及び第2項は保護者からの解除の定めです。第3項及び第4項は事業者からの解除の定めです。第3項の、事業者の事情により解除の申し出を行う場合には、保護者の理解が得られるよう理由を文書と併せて説明することや、転所先を探すのに十分な予告期間を設けることに留意してください。

- ・ 第2項④の「社会通念を逸脱する行為」は、第4項②の「重大な背信行為」より広範な考え方です。乳幼児、保護者及びその家族の人権を尊重しない態度や、乳幼児や保護者の保護の視点に欠ける行為などが広く含まれます。
- ・ 第4項では、事業者の一方的な理由により契約を解除することがないよう、一定の要件を明記してください。

第10条(退所時の協力)

事業者は、前条第2項及び第3項の事由により乳幼児が退所する際には、保護者の希望や乳幼児の環境の変化を勘案し、転所先の確保に努めます。

- ・ 止む終えない事情で事業を休止しても、利用者にとっては引き続き保育が必要となりますので、区市町村の空き情報を活用するなどして、転所先の確保に努めてください。

第11条(秘密保持)

- 1 事業者及び従事するすべての職員は、保育を提供をする上で知り得た乳幼児、保護者及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が乳幼児、保護者の個人情報を提供することに、保護者は同意します。
- 3 第1項の定めに関わらず、保育所運営内容の向上を目的とした運営委員会に、事業者が乳幼児及び保護者の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、文書で保護者の同意を得るものとします。

- ・ 第1項は通常の守秘義務を定めたものです。
- ・ 第2項は、第三者評価に個人情報を提供する場合の事前同意の定めです。第三者評価を受ける際には、保護者の同意が要件となります。したがって、個人情報を提供することについて、契約成立をもって同意を得ておく方が事業者、保護者ともに合理的と考えられます。
- ・ 第3項は、運営委員会に個人情報を提供する場合の同意の定めです。運営委員会では個別的なケースについて個人情報を必要としますので、第2項のように事前に同意を得るのではなく、必要の都度保護者から文書で同意を得るようにしてください。

第12条(緊急時の対応等)

- 1 事業者は、保育中に乳幼児の身体に急変が生じた場合又はその他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医又は嘱託医に連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 保育中、乳幼児がけがをした場合は、職員が保護者に対し説明を行うものとします。

- ・ 第1項は緊急時の保護者への連絡、保育所の取るべき措置についての定めです。事業者は、契約時に別途、保護者の緊急連絡先を把握しておいてください。また、保育所として、緊急事態への対応をマニュアルとして整えておくようにしてください。
- ・ 第2項は保育中に乳幼児がけがを生じた場合についての定めです。保護者が納得できるよう誠意を持って説明することが肝要です。

第13条(賠償責任)

事業者は、保育サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により乳幼児の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、保護者に対してその損害を賠償します。

- ・ 通常の賠償責任を定めたものです。

第14条(相談・苦情対応)

事業者は窓口を設置し、保育に関する相談、事業全般に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

- ・ 相談、苦情等があった場合には迅速に対応ができるよう窓口を設置し、乳幼児及び保護者の視点に立ち、誠意を持って対応・解決に当たることが重要です。

第15条(本契約に定めのない事項)

- 1 保護者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、児童福祉法その他法令の定めを尊重し、双方が誠意をもって協議の上決定します。

- ・ 契約にあらかじめ定めていなくても、当事者双方が関係法令等を尊重し、誠意をもって協議し、決定していくことが重要です。事業者の都合に合わせて、一方的に事がらを決定することのないよう留意してください。

第16条(裁判管轄)

この契約に関して止むを得ず訴訟する場合は、保護者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とします。

- ・ 利用者保護の観点から、事業者、利用者どちらが訴訟を起こす場合であっても、保護者の住所地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所としてください。

第17条(重要事項説明確認)

契約の締結に当たり、事業者は保護者に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行い、保護者はその内容を了承したものとします。

- ・ 事業者は、契約を締結するに当たり、必ず保護者に重要事項の説明をすることが義務づけられています。説明をしたかどうか後々トラブルとならないために、契約書上で確認してください。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年 月 日

保護者

<住所>

<氏名>

印

<住所>

<氏名>

印

事業者

<所在地>

<事業者名>

<代表者>

印

- ・ 保護者欄には、保護者が2人いる場合は、2人とも記名、押印することが望ましいです。
- ・ 事業者欄には、代表者又は法的にその委任を受けた者が、記名、押印してください。
法的に契約代理権限を与えられている場合のみ、施設長(園長)は事業者側の契約の当事者になれます。

【印紙税について】

本契約書(別紙契約書を含む。)は、印紙税の課税文書には該当しません。

この契約書の内容は、乳幼児及び保護者が適切なサービスの提供を受けるために記載されるものであり、「当事者の一方が仕事の完成を約し、相手方がその仕事の結果に対して報償を支払う」という性格のものではないものと認められるので、民法上の「請負」には該当しません。また、その他のいずれの課税文書にも該当しません。

なお、自主事業の記載のあるものは、自主事業の内容によっては「請負」に当たり、課税文書となる場合がありますので注意してください。

ただし、領収証は課税文書になります(記載金額が3万円未満のものは非課税文書)。
詳しくは、税務署までお問合わせください。

契約書別紙

この契約書別紙は、「契約書」の条項に基づき、保護者及び乳幼児の個別の事項を定めます。

第1条 契約時間等

- 1 契約時間 ○曜日から○曜日までの○時〇〇分から○時〇〇分まで
- 2 利用時間の延長

上記の契約時間を超えて、開所時間内に保育が必要になった場合は、保護者は事前に事業者へ連絡するものとします。

第2条 料金

保護者は、事業者が保育する対価として、次のとおり保育料を支払うものとします。

- ① 月極保育料 _____ 円（月額 消費税を含む。）
ただし、前条第1項の契約時間内の保育、昼食代、おやつ代を含みます。
- ② その他の利用料
 - ・ 随時の延長保育料 _____ 円（1時間当たり、消費税を含む。）
 - ・ 補食代(夕食) _____ 円（1回当たり、消費税を含む。）なお、これらの利用料は月単位で清算します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

年 月 日

保護者

<住所>

<氏名>

印

<住所>

<氏名>

印

事業者

<所在地>

<事業者名>

<代表者>

印

☆この契約書別紙自体に保護者と事業者とが記名・押印することで、契約書本体との割り印は不要となります。

- この契約を、継続的な基本事項を定めた「契約書本体」と、変動要素の大きい利用時間や料金を定めた「契約書別紙」とに分けることも可能です。
- 契約書別紙で定めている事項のみの変更の場合は、契約書別紙のみを差し替える形で、契約を変更することもできます。
- 契約書別紙は契約書の一部であるため、別紙のなかに規定されている事項が守られない場合は、契約不履行となることに留意してください。

保育所モデル重要事項説明書

< 年 月 日 現在 >

1 事業者

事業者の名称	
代表者氏名	
法人の所在地	
法人の電話番号	
定款の目的に定めた事業	

- ・ 法人等の事業者の概要について記載してください。
- ・ 「事業者の名称」は、社会福祉法人〇〇〇〇、〇〇〇〇株式会社などと記載してください。
- ・ 「法人の所在地」は、本部、本社のほかに管轄している支部、支店なども記載するようにしてください。
- ・ 「定款の目的に定めた事業」は、当該事業者の運営する保育所のほか、その他の事業を行っている場合は、その事業の種類と事業所数等も記載してください。

2 事業の目的

事業の目的	
運営方針	

- ・ 「事業の目的」、「運営方針」は、運営規定で定めている内容を、分かりやすくまとめてください。

3 保育所の概要

名 称	
所 在 地	
認可又は認証年月日	
電 話 番 号	
施 設 長 氏 名	
入 所 定 員 (年 齢 別)	
職 員 数	
取扱う保育事業の種類	(例) 月極保育、一時保育、障害児保育、休日保育、幼児教室等
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。
第三者評価の概要	東京都が認証した評価機関による事業評価を毎年1度受け、その結果を情報公開しています。
職員への研修の実施状況	
嘱 託 医	

※ 自己評価及び第三者評価の評価結果の詳細については事務室に備えてありますので、いつでも御覧ください。

- ・ 保育所の概要について記載してください。
- ・ 「職員への研修の実施状況」は、職場内外の研修受講等など保育の質を向上させるため職員のスキルアップに努めていることを示すものです。
- ・ 事業者が行っている自己評価や第三者評価について、その実施状況を記載し、評価結果を説明するなどして、アピールしてください。

4 開所日・開所時間及び休所日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで
うち延長保育時間	〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで
休 所 日	日曜日・祝祭日

- ・ 保育所の開所日、開所時間、休所日について記載してください。なお、記載してある曜日等は例示です。
- ・ 上記例示の「休所日」以外に年末年始を休業する場合は、その日付を具体的に記載してください。(例 12月29日から1月3日まで)

5 施設の概要

敷 地	民有地を借地(あるいは市有地を使用貸借など)	面積	m ²
建 物	鉄筋コンクリート造	3階建ての1階 延べ床面積	m ²
施設の内容	乳児室・ほふく室	〇室 面積	m ² 調理室
	保育室・遊戯室	〇室 面積	m ² 調乳室
	幼児用トイレ	個	医務室
設備の種類	プール、冷暖房、二重サッシ		
安全 保障	乳幼児賠償責任保険加入		
そ の 他	屋外遊戯場	m ² (代替場所	公園 m ²)

- ・ 保育所全体及び乳幼児が使用する居室について概要を記載してください。
- ・ 設備について、プール、防音、空調など保育所として工夫している特色等を分かりやすく記載してください。

6 職員体制

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格	備考
施設長	1人	保育士 1人			
保育従事職員	人	保育士 人	人	保育士 人	
保育補助者	人	保育士 人	人	保育士 人	
調理員	人	調理師 人	人	調理師 人	
事務員	人		人		

※ 開所時間内には、必ず複数の職員を配置(児童数に応じて加配)し、そのうち常勤(認証保育所の場合は正規職員)の保育士が1人以上保育に当たります。

- ・ 職員の数について、体制が明確になるよう、常勤・非常勤の別(認証保育所の場合は正規職員か否かの別)も含めて記載してください。
- ・ 「有資格者数」の欄は、その職種に該当する資格とその資格を保有している職員数を記載してください。
- ・ ローテーション表など職員配置の分かるものを添付すると保護者の安心感がより高まります。

7 保育計画

組・グループ	保 育 計 画
0歳児	
1歳児	
2歳児	
3歳児	
4歳児	
5歳児	
その他 (年間行事等)	

- ・ 各年齢区分ごとの年間の保育計画、指針及び年間の行事等について詳しく記載してください。

8 毎日の保育の流れ

(1) 1日の保育スケジュール

時間	朝	～	昼	～	夕方	～	夜
組 ・ ゲ ル プ	0歳児						
	1歳児						
	2歳児						
	3歳児						
	4歳児						
	5歳児						

(2) お散歩のコース

屋外遊戯場以外に、近隣にある〇〇〇公園、〇〇〇広場などにお散歩に行きます。

- ・ 保育所で過ごす、1日の流れを記載してください。

9 昼食等について

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、前月〇日ごろに翌月の献立表をお配りします。 (今月の献立表は別紙のとおりです。)
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、除去するなどの対応をとります。 (例)卵・牛乳・そばなど
衛生管理等	集団給食施設届出を〇〇保健所へ届出済みです。 (年 月 日届出) 水質検査を年〇回実施しています。 調理師及び保育士は、毎月検便を行っています。

- ・ 保育所が提供する食事等について、配慮している点や献立の特徴等も記載してください。
- ・ 献立表には栄養所要量や使用材料、主な調味料を含め詳細を記載してください。
- ・ アレルギー等への対応は、保護者に分かりやすく記載してください。
- ・ 保健所に集団給食施設届出書等を提出した年月日やその他保健所の指導に基づいて実施していることについて記載してください。

10 入園時に必要な書類等

- (1) 住居を確認するもの。
- (2) 保護者の連絡先を明確にするもの。
- (3) 児童の体調を確認するもの。(病歴、予防接種の記録やアレルギー等)
- (4) 児童の嗜好や生活習慣を知るもの。

- ・ 入園に当たって、提出や確認が必要な書類についてすべて記載してください。
- ・ (2)、(3)、(4)については、児童票や健康管理表等の様式を準備し、保護者に記載してもらい、必ず書面に残すようにしてください。

11 保育所と保護者の連絡について

- (1) 乳幼児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。
体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を、保育所側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。
- (2) 月に〇回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

- ・ 事業者は、乳幼児の体調等について、常に保護者との連絡を取るとともに、保護者の参加する行事については、予定を知らせておくなどして利用しやすい体制を整えるよう努めてください。

12 保護者の方が用意するもの

- (1) 入園時に用意するもの (例)布団カバー等
- (2) 毎日持参するもの (例)タオル、エプロン、着替え等

- ・ 保育料以外で保護者が負担するものを記載してください。

13 保護者会について

年に〇回、開催予定です。保育所からは行事やできごと、理事会(又は運営委員会)の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の御意見もいただく場としています。

- ・ 保護者会の性格、役割、開催日程などについて記載してください。

14 運営委員会について

年に〇回、開催予定です。保護者、外部委員(社会福祉事業について知識経験を有する方)及び事業者がさまざまな内容について意見を交換し、利用者の立場に立った良質な保育を行うために開催するものです。

- ・ 運営委員会の性格、役割、開催日程、委員名簿などについて記載してください。

15 健康診断等について

(1) 健康診断

0歳児	毎月〇回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
1歳以上児	毎月〇回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

(2) 身体測定

全乳幼児	毎月〇日に身長・体重の測定を行います。結果については、各児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
------	--

※ その他、乳幼児の日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育所に御相談ください。

- ・ 乳幼児の健康状態等について、保護者も把握できるよう留意してください。
- ・ 乳幼児の体調に異常等が見つかった場合、事業者は保護者に詳細を説明するとともに、保護者の相談に応じることも記載してください。

16 料金

(1) 月極保育料(認証保育所のみ該当)

月極保育時間 〇時間/月

	月曜日～金曜日	月曜日～土曜日
0歳児	円	円
1歳児	円	円
2歳児	円	円
3歳児	円	円
4歳児	円	円
5歳児	円	円

※ おやつ代・昼食代は月極保育料に含まれます。

(2) 随時の延長保育料 1時間当たり〇〇〇円

(3) 夕食代(補食代) 1回当たり〇〇〇円

(4) 上記のほか、保護者に負担していただくものは(例 おむつ代は1月当たり〇〇〇円)です。

(5) 自主事業(付帯サービス)の利用料金

(例) ・ 送迎サービス=乳幼児の降所の際、保育所から御自宅までお送りします。料金は、月極契約で1月当たり〇, 〇〇〇円で、随時の利用は1回当たり〇〇〇円です。なお、随時の利用は職員の配置の都合により前日〇時までの予約が必要となります。

- ・ 英語教室=保育時間中に、英語の講師による英会話の学習を行います。料金は、月極契約で教材費、機器使用料を含み1月当たり〇, 〇〇〇円です。
- ・ 一時保育=月極保育以外に時間単位での保育を行っています。月極保育の出席数により受入人数が変動しますので、ご利用は前日〇時までの予約が必要となります。料金は1時間当たり〇〇〇円です。

(6) 上記金額は、すべて別途消費税がかかります。

- ・ 実施しているサービス及びその料金はすべて記載してください。
- ・ 通常の保育所事業以外で同施設内で実施している自主事業がある場合は、その内容や料金なども記載してください。
- ・ 事業主体や事業内容によっては、消費税がかからない場合もあります。

17 支払方法

以下の中から、御希望の支払い方法を選んでください。

- (1) 口座振替払(毎月〇〇日に引落とし。指定口座〇〇銀行〇〇支店口座番号〇〇〇)
- (2) 現金振込払(納付期限:毎月〇〇日。指定口座〇〇銀行〇〇支店口座番号〇〇〇)
- (3) 現金払(支払い期限:毎月〇〇日。保育所事務室までお願いします。)

- ・ 支払方法は、保護者が選ぶことができるようにいくつかの方法を明記することが望ましいです。
- ・ 口座振替及び現金振込払の場合は、指定する口座も記載してください。

18 保育所の御利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合 又は 登所の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登所が遅れる場合は、その日の登所予定時刻までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として随時の延長保育扱いとなりますので、下記のとおり〇時までには御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登所前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登所停止期間を経過してから登所してください。
発熱のある場合について	熱が〇〇. 〇度以上ある場合は、登所を控えてください。
投薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。
随時に延長保育が必要な場合	当日〇時までには、御連絡願います。

- ・ 利用に際しての留意点はあらかじめ説明しておく必要があります。
- ・ 感染症については、別紙に一覧表を記載するなどして、感染症の名称・症状・潜伏期間・学校保健法施行規則第20条に定められた登所停止期間など保護者に必要な情報の提供をしてください。
- ・ 保育所で投薬等を行う場合は、医師の処方に従う場合のみとしてください。処方については保護者との連絡、薬の受け渡し方法、投薬方法などを確認しておいてください。

19 賠償責任保険の加入

1事故	円
1名につき	円

- ・ 必ず賠償責任保険に加入して、その内容について説明してください。

20 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	氏名	
	所在地 ※当該保育所から徒歩〇分	電話
救急隊	管轄消防署名	
	所在地	電話
警察署	管轄警察署名	
	所在地	電話

- ・ 緊急連絡先の把握の際には、保護者の連絡先のほか、乳幼児のかかりつけの医師の連絡先も届け出させておくようにしましょう。

21 非常災害時の対策

消防計画作成(変更)届出書	〇〇〇消防署 平成 年 月 日届出		
	防火管理者 氏名		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。		
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯		
避難場所	第1避難場所	区立〇〇〇公園	第2避難場所 〇〇市立〇〇小学校

- ・ 非常災害時の対策については、上記以外にも独自の取り組み内容について記載してください。

22 保育内容に関する相談・苦情

(1) ○○○保育所 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者 氏名	電話 ○○○○-○○○○
相談・苦情解決責任者 氏名	電話 ○○○○-○○○○ (役職 ○○)
第三者委員 氏名	(役職 ○○) (役職 ○○) (役職 ○○)
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受付けます。

- ・ 保護者の保育に関する相談や事業全般に係る要望、苦情等に対して迅速に対応するため、窓口を設けてください。この場合、受付担当者と解決責任者は別の職員を指定することが重要です。

(2) 当保育所以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。

区市町村担当部課名	
所在地	電話

- ・ 保育所の苦情を保育所に伝えるということに抵抗を持つ保護者もいます。決して乳幼児が不利益な取り扱いを受けることはないということを説明することがまず重要です。さらに、地元自治体の担当窓口も紹介しておくことが、保護者の安心につながります。

※ 「7 保育計画」「8 毎日の保育の流れ」「16 料金」については、一覧表を用いることも可能です。

※ 「2 事業の目的」「3 保育所の概要」「7 保育計画」については、保護者に保育所の特色が十分伝わるように工夫をしてください。

※ 「16 料金」については、どのようなものにいくらかかるのか、すべての項目を具体的に記載してください。

第2回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	参考資料4
平成20年10月21日	

保育事業者である各委員へのご質問

平成20年10月14日

椋野美智子

先日は、各保育事業者からご意見を伺い、子どもをめぐる社会状況の変化により生じている様々な課題と、解決に向けた事業者の真摯な努力を再認識いたしました。

しかしながら、現下において少子化対策の観点からも児童福祉の観点からも最優先すべき課題は、

1) 都市部における認可保育所のサービス量の抜本的拡充と、2) 認可外保育所のサービスの質の底上げ の2点と考えます。

この点について以下のとおりご質問申し上げますので、保育事業者である各委員のご意見をお聞かせ願いたく、よろしくお願い申し上げます。なお、山口委員、佐久間委員には前回ご意見をお聞かせいただきましたが、補足があればお願いいたします。

1) 都市部における認可保育所のサービス量の拡充について

待機児童ゼロ作戦がなかなか功を奏さないのは、自治体が需給に直接に関与する仕組みであるため、厳しい財政状況の中で予算の範囲内に需給を抑制する力が働くからと考えられます。したがって、サービス量の早急な拡大には、医療保険や介護保険で行われているような、市場原理に基づかない直接契約・利用者補助、すなわちサービス供給体制に対する公的責任の明確化、サービス基準、公定価格制の維持の下での直接契約・利用者補助、減価償却費を含んだ運営費の設定がより有効だと考えますが、これらの仕組みとは別に、抜本的なサービス量の拡充方策として有効とお考えになる方策があればご呈示いただけますでしょうか。

2) 認可外保育所のサービスの質の底上げ

認可保育所のサービス量が十分に拡充されるまで、現に認可外保育所を利用せざるを得ない子どもの福祉の観点から、そのサービスの質の底上げが必要ですが、どのような仕組みが有効だとお考えでしょうか。

進め方についての意見

平成 20 年 10 月 21 日

棕野美智子

議論の観点

日常の保育所運営では、
入所している子どもにより質の高いサービスを
この場での議論
日本の保育事業をどうするか

前提

保育事業をめぐる課題は多い
どんな制度も問題点はある

議論の進め方

最優先課題を決めて、それを解決するためにはどんな制度が必要か、
その制度が持つ問題点を小さくするためにはどんな対応が必要か

最優先課題

都市部における認可保育所のスピード感を持った量的拡大←少子化対策
質の低い認可外保育所の質の底上げ←子どもの福祉

留意事項

どんな体系が必要な財源、必要な規制を確保しやすいか
地域特性の勘案

*事務局への資料のお願い

直接契約と市町村委託の制度のサービス量増加の比較

施設整備補助と運営費に減価償却を含める方式のサービス量増加の比較

待機児童のいる地域とそれ以外の地域の 20 代 30 代の女性人口と認可保育所定員、認可外保育所定員

第2回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	参考資料5
平成20年10月21日	

都市部における保育事業の運営に当たって

平成20年10月21日
株式会社ベネッセスタイルケア
佐久間 貴子

都市部において保育を担う事業者として、都市部にまだまだ存在する待機児童＝保育を必要とする親子に対して、(量的な側面でも質的な側面でも) できるだけの実施をして、少子高齢社会の課題解決に少しでもご協力・貢献したいと考えております。

こうした中で、次の3つの課題があると考えます。

■ 保育事業への参入の透明化

保育所を設置する法人の類型にかかわらず、保育事業を行う上での客観的な基準を満たす事業者は平等に保育事業を営むことができるようになりますと、需要が大きい都市部において多くの事業者が保育サービスを供給することになり、結果として待機児童の解消につながるものと考えます。

■ 保育所運営費の使途の自由化

複数の保育所を運営し、保育サービスを拡大していく中で、保育所運営費の使途が限定されていることが課題となっています。

これは、法人類型にかかわらずの共通の課題と思われませんが、よりよい保育のための研究、合同研修の実施、共同で事務処理などを実施することにより、よりよいサービスを効率的に実施したいと考えております。また、現下の待機児童、保育サービスの需要を踏まえると、更なる保育所への設備投資にも充てたいと考えております。また、株式会社には施設整備補助がない中、運営費を賃借料に充てることも自由に行えるようにしていただきたいと考えます。

■ 保育所運営費用に対する補助の公平性の確保

保育所運営費用に対する補助について、保育所を設置する法人の類型にかかわらず、できるだけ同様の補助をいただきたいと考えています。

① ハード交付金の有無

現在、土地建物を賃借して運営している保育所が増えていることから、保育所運営費についてハード交付金に相当する額を増額していただくと有難く存じます。

② 運営費額(収入)の多寡

現在、保育所を設置する法人の類型によって、地方自治体独自負担等が異なるため、運営費総額(収入)が異なります。同じ「保育所」という制度の中で保育を受ける子ども、保育所で働く保育士の立場から公平な仕組みとなるよう、保育所運営費の在り方を検討していただきたいと考えます。

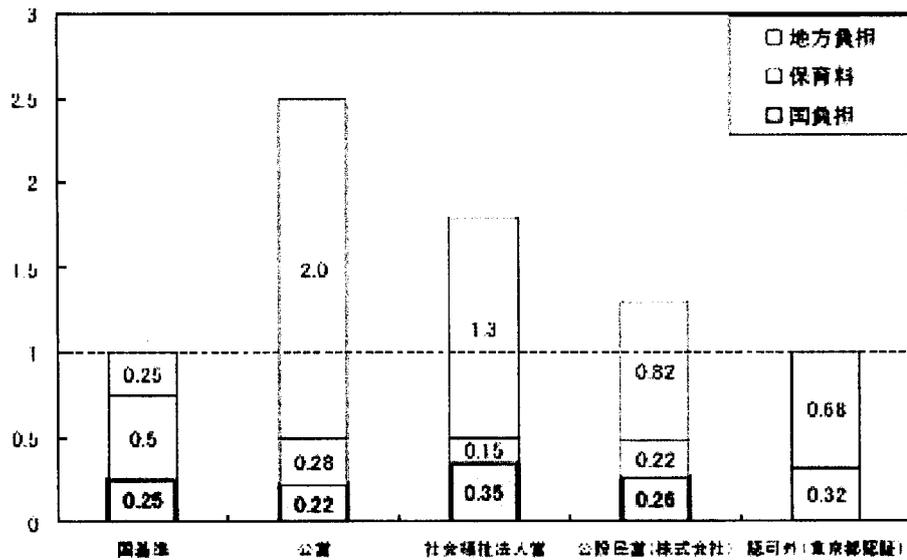
(参考)

「中間とりまとめ 一年末答申に向けての問題提起」
(平成20年7月2日 規制改革会議) (抜粋)

(41 ページ)

図表1 (2) ㊦

保育料と公費負担の仕組み <東京都A市の例>



(備考)1. 財務省 予算執行調査(平成14年6月、9月)による。

2. 国基準は、国の予算で想定する全国平均の姿。

3. 国負担、保育料の数値が運営主体間で異なるのは、実際に訪問した保育所の児童の年齢構成の違い等による。

椋野先生・質問に対する回答について

平成20年10月21日

全私保連 木原克美

質問の1)「都市部における認可保育所のサービス量の拡充について」

◇保育所の受け入れ児童数は着実に伸びています。平成11年の179万人から、「子ども子育て応援プラン」達成時の平成21年度で215万人(予定)となり、この10年余りで36万人の増加となる見込みです。特定保育・一時保育は9500カ所、夜間保育140カ所、合わせて保育サービスといわれている利用人数は220万人となるでしょう。近年では、毎年4~5万人の増となっています。これは現行の認可保育所の制度のもとで実現してきているものです。

◇さらに、待機児童が集中している都市部については、

- ①国有地(相続税などの物納物件も含む)を優先的に保育所用地として貸し出すか自治体に払い下げる。自治体にもそれを義務づける。
- ②学校用地の一部を使えるよう、様々な障碍を取り払う。
- ③再開発などの際、一定規模以上の場合には保育所用地やスペースの提供を条件づける。
- ④施設整備では、補助金がハード交付金になって、従来補助金の時には、1/2が国、1/4が都道府県、1/4が法人の自己負担となっていたのが、都道府県の負担がなくなり1/4が市町村負担となり、市町村にとってはかなり重荷です。この面の改善。
- ⑤厚労省が要求している運営費の定員刻みの細分化は、柔軟に定員を設定できるようになることで、受入児童数の増に寄与するでしょう。
- ⑥例えば都道府県の財政事情から認可されていない基準を満たした認可外保育所は、「認可する」というような考え方も報道されていますが、これを実現した場合、認可保育所拡大につながります。
- ⑦24条の但し書き規定は、例外的一時的な救済措置を義務付けたもので、免責条項ではなく厳しいものであることを市町村に徹底すべきです。

また、認可保育所以外の保育サービスでは、

1. 全私保連が提唱している「家庭的保育」を制度的に充実(連携保育所制度と地域子育て支援活動への広がり)させ、拡充する。(参考参照)
2. 週3日の定期的利用や緊急一時保育などのニーズに対する「一時保育」を拡充する。この場合も、保育所併設であれば給食や行事、通常保育児との日常的交流など既存機能を活用できます。子どもにとっても有効です。

等、現行制度の改善で認可保育所を一層拡充することができると考えます。

◇椋野先生のご質問によれば、自治体の関与は財政事情から供給量の抑制力が働くため、介護保険のように直接契約・利用者補助(代理受領)と同じような仕組みにするという提案であろうと伺えます。

介護保険制度はそれまで貧弱だった在宅介護支援の面では画期的な役割を果たしましたが、施設介護（ショートステイも含む）の面では多くの問題を抱えているのではないかと推測しています。

身近な人でも、特養の入所はもう何年も前から数か所に申し込んでいますが、いつ入れるか分からず、老健施設は入っても期限を切られて出ざるをえず、在宅介護を基本にショートステイと病院への入院でつないでいるという例を聞きます。医療行為を必要とするという理由で、入所はおろかショートステイでさえ拒否する施設が多いと聞きます。

保育は市町村が入所に関与しているから待機児童数をはっきり見えますが、介護の場合は市町村が入所に関与するシステムでなくなったために待機者数が見えなくなっただけなのではないでしょうか。

◇確かに在宅介護の面でどんどん需給が伸びているので自動的に財政規模はふくらんでおり、「自動的に」とは行かない保育から見ると望ましいシステムのようにも見えるでしょう。しかし、当然財政的な限度はありますから、間接的には介護報酬の引き下げ、介護職員の労働条件低下、確保難とつながって行く実態があるのではないかと思います。

この辺りの介護をめぐる諸問題をどのように考えればよいのでしょうか。なお、介護施設での実態について、最近の施設数の増減、受入数、待機者の概数、介護報酬の問題、職員処遇の問題などに関する資料を、少子化特別部会へ提出していただき議論をお願いしたいと考えます。

◇また、仮に直接契約・利用者補助制度にしたとして、どうして待機児童が解消するのでしょうか。どうして受け皿が増えるのでしょうか。現行の国の予算、地方の財政事情の枠の中では、最低基準等の引き下げによる企業の参入による拡大を想定されているのでしょうか。仮にそうであるとすれば、子どもたちの育ちの異変(わが国の子どもたちが、意欲がない、自己肯定感が薄い、友達関係を結びにくい、キレやすい、自己中心的などという心の育ちのひずみ)が数多く指摘されている中で、どうして、欧米に比べて低い水準である最低基準、つまり子どもが育つ環境条件を下げていく方向を是認されるのでしょうか、あるいは別の方法があるのでしょうか。ということについても、お考えをお尋ねしたいと思います。

◇なお、企業参入を促進することによって、子どもの現在の課題に向き合った保育が可能なのでしょうか。先の事業者検討会で配られたパンフレット(漫画入りの冊子)のように、保育所は母親が就労しやすいような環境を整えることは大切です。そして同時に子どもの抱えている課題に真正面から取り組まなくてはなりません。冊子の最後のページに保育理念が書いてあり、漫画のイラストがありました。クッキング保育、英語プログラムなどどうたっています。しかしながら、「質の高いサービス」と称されるのは、とかく親の早期教育的な願望に対する「サービス」偏ってしまいます。子どもの最善の利益をどのように保障していくのかという時に、どうしても企業の場合は利潤を追求していく

ので、利用料の支払い当事者(親)へのサービスに偏ってしまいます。現代の子どもが抱えている課題から導き出した結果の最善の利益とは、「英語プログラム」や「クッキング保育」ではありません。

◇私たちは当然、就労支援サービスのため延長保育や一時保育の展開と、さらに待機児童解消のために定員以上の受け入れや分園など、拡大の努力を図ってきています。あわせて、新保育指針の解説(*1)にあるように、子どもたちの育ちに視点を集中させ、一人ひとりの課題に向かって丁寧に保育を展開しています。さらに地域の資源として在宅の子どもたちの支援活動も展開してきています。これを保障しているのが現行の公的な保育システムのよさだといえます。

◇また、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の議論とともに、少子化担当大臣(*2)も未来への投資として財政の大幅投入を示唆しておられます。EU各国のように、わが国の3倍以上といわないまでも、どうして、少子化対策に大幅な財政投入して出生率を回復するような、政策を打ち出せないのでしょうか。現行を切り下げて受け皿を増やすというのではなく、潜在需要が100万人で10ヵ年計画であるのですから、年10万人の良質な保育の受け皿拡大を5～10年続けるという政策発想はでてこないのでしょうか。子どもの今が、日本の未来なのです。

*1 「新保育所保育指針 解説書 総則 3. 保育の原理(1)保育の目標」

『保育には、子どもの現在のありのままを受け止め、その心の安定を図りながらきめ細かく対応していく養護的側面と、保育士等としての願いや保育の意図を伝えながら子どもの成長・発達を促し、導いていく教育的側面とがあり、この両義性を一体的に展開しながら子どもと共に生きるのが保育の場であるといえます。』

*2 「毎日新聞2008.9.29」小渕少子化担当大臣インタビュー◆保育所の待機児童を一日も早く解消できるよう取り組みたい。少子化の大きな解決策の一つは、仕事と育児、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスをいかに整えるかということ。労働・経済界にも訴えたい。◆財源の裏付けがあつてこそ、安心して子供を産んでもらえる。消費税の話は避けては通れない。ただ、消費税(の引き上げ)を国民にお願いするからには、納得してもらえるように、無駄を切りつめなければならない。))

質問の2)認可外保育所のサービスの質の底上げ

◇先生が仰せのように、認可外は総じて、福祉の観点から質が低いと思われます。施設設備の物的環境条件だけでなく、人的環境も低いものと思われます。したがって、特異な教育サービスなどで積極的に認可外を利用する方は別として、認可保育所を利用したくても、認可外を利用せざるを得ない子どもの、福祉の観点から「質の底上げ」が必要でしょう。

認可外の運営状況や保育状況を見て、一定期間を設け認可化移行事業を強力に推進します。認定こども園の第1類型移行促進のための「子ども交付金」と同じような趣旨で特別交付金と、保育指導について早急に講じるべきでしょう。

なお、直接契約・利用者補助という先生の構想が実現すれば、一定の指定園(事業者)制度を採るにしても認可保育所だけでは拡大が望めませんので、認可外保育所も対象になることでしょうか。

つまり、質が低いと想定されている認可外保育所も利用可能になるのでしょうか。とすれば、こどもの成育条件の「質が低くなる」ことを前提に、提案されているのでしょうか。お尋ねいたしたいところです。

(参 考) ※下記は(社)全国私立保育園連盟として全国の保育園に向けて呼びかけている提案事項です。

ホーム保育(=家庭的保育)とマイ保育園(=かかりつけ保育園)制度について

【課題意識】(考え方)

待機児童が集中している地域などにおいて、認可保育園の拡大が困難な状況の場合、家庭等のスペースを活用して、ニーズに対し柔軟に対応していく仕組みを構築する。この場合、一定の質を確保するため、認可保育園との連携を図った制度とし、市町村事業とに連携を密にしながら、乳児家庭全戸訪問事業のフォローアップのためにも、保育園が個々の家庭と連絡できるようにし、家庭支援の核となっていく。

【具体的提案】

1) 「ホーム保育」(家庭的保育)

○中心になる認可保育園と連携することを基本とし、3歳未満児の保育の受け皿として近隣家庭や、地域の公民館などの空きスペースを開放し、(仮)「ホーム保育」として拡大を図る。

○中心保育園には「ホーム保育」をバックアップするため「保育コーディネーター」を配置し、中心園との園児の交流や保育実施に伴う保育者の研修、保育相談等を行う。

○認可の要件

- ・対象 3歳未満児 3～6名
- ・保育室 (家庭などの空きスペースを活かして、最低基準に照らして、広さに応じて受け入れ定数の拡大は可能とする。ただし6人まで)
- ・保育体制 保育士または看護師の有資格者
職員定数は年齢別最低基準定数の配置(最低2名)
- ・調理体制 中心保育園からの支援体制をとる。
- ・行事等 中心保育園の行事等可能な活動に参加する。
- ・職員研修・休暇等の体制 中心園から支援体制などにより研修や休暇などを実施する。

*なお資格要件については、将来ファミリーサポートセンター、在宅支援サークル活動などなどの子育て支援者養成と同様に、独自資格を検討していくことも考えられる。

2) マイ保育園(かかりつけ保育園)

認可保育園が蓄積してきた保育に関する技術と能力を、地域の在宅子育て家庭に生かす。

○妊娠から幼児までの子どもを、最寄りの保育園に登録する

登録園の役割

- ・妊娠から誕生、幼児までの育児不安や離乳食などの相談
- ・「保育コーディネーター」を中心に在宅の親子の支援活動
(親子ひろば開設、育児講座の開催、親子サークル支援など)

3)実施主体：市町村

4)補助対象・補助内容

- ・「ホーム保育」「かかりつけ保育園」を採用する中心保育園に対して
保育コーディネーター1名配置
- ・「ホーム保育」の園児には年齢別保育単価/保育料が適用される。(要検討)
- ・スペース料 等

5)事業の展開、その他

①既存の市町村が行っている同種の事業について、整合を図るとともに、本制度に活用していく。

②全国私立保育園連盟がルネッサンス運動の一環として主唱し、地方組織や会員園が地域に対して公募し、呼びかける。

例：ポスター貼付 「ホーム保育を開設しませんか」

「赤ちゃんが誕生したら、登録してください『かかりつけ保育園』」

第2回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	参考資料6-2
平成20年10月21日	

「保育サービス」概念と財源確保の重要性について

～「保育事業者である各委員へのご質問」に対して～

平成20年10月21日

全私保連 菅原良次

今回の保育に関わる検討の中で「保育サービス」ということで「仕組みの問題」「量的問題」「質の問題」「財源の問題」等、様々な課題が議論されています。こうした議論の中で「保育サービス」の在り方をめぐって様々な立場から多くの意見が出されています。

その「保育サービス」概念の使われ方について、一つの意見を述べてみたいと思います。

※以下単に「サービス」と表記する場合も「保育サービス」を指すものとします。

1) 「保育サービス」という表現と内容について

「保育サービス」は、まず、「利用者に対する」と「子どもに対する」ものに区別し、理念的な問題と具体的な問題とに分けて論じるべきではないでしょうか。

- ① 例えば規制改革等でもこれまで言われるところの「保育サービス」とはその多くが「利用者にとってのサービス」のことを指しているものであり、子どもに対しての「サービス」を意味するものではありません。利用者にとっての「サービス」とは、利便性や多様化するニーズに対応するため、いつでもどこでも必要なときに利用可能な「量」の拡大・充実へ応えることを意味します。さらに、その具体的ニーズとは「都市部における量の拡大」と「様々な保育時間、長時間、祝祭・休日、緊急時・病後時、一時保育、緊急時保育」等の保育所機能を充実させ、多様化するニーズに如何に正面から応えることではないでしょうか。同時に、サービスとは、広がる格差社会の問題も含め、利用料等の利用者負担の問題に対していかに対応すべきかであるとも考えます。

なお、保育料は、子どもたちに保育を受ける権利を保障することとも密接に関連する問題でもあります。

以上の課題との関連で「保育サービス」のあり方を議論すべきです。

- ② 子どもたちに対する「保育と教育」については、「サービス」という言葉、表現を使用することは適切ではないと考えます。保育は、子どもがどう育つかであり、育てるかであると思います。「育つか」「育てるか」は、家庭、社会としての“人づくり”のことであり、日本の社会と将来を担う子どもたちの“保育と教育”のことです。こうした“保育と教育”がもっている役割・責任については、家庭であっても、社会や国家であっても「サービス」という言葉を使用すべきではないと思います。実際に親も、自分たちの子どもを育てる営みについて「サービス」という捉え方はしていないと考えます。国も社会も、日本の将来である次世代を担う子どもたちの“保育と教育”を「サービス」で育てているわけではありません。一昨年から今年にかけて論じられ、歴史的にも始めて教育基本法に定められた「幼児期の教育」の規定やこの度、告示化された新保育所保育指針にあっても「養護と教育」について「サービス」といった法的位置付けはどこにも記述されていません。その位置づけと表現は、本来の在り方が理念的なものとして、理解され評価されるべきと考えます。

子どもたちの保育と教育を「サービス」として捉え論議する方法は「子どもたちを商品として扱う」危険性を含んでおり、そうした議論に対してこの機会にあらためて疑問と意見は提示しておきたいと思います。

なお、すべての子どもたちが必要に応じていつでもどこでも利用できる、質の整った保育施設を量的に保障することとそのため財源確保は、上記で述べたことと決して矛盾するものではありません。それは、国や社会としての子どもたちが健やかに育つための人権保障であり「最善の利益」の保障であると考えます。

2) 「保育サービスの量的拡大の抜本的拡充」について

- (1) 保育施設の量的拡大を求める声とニーズの高まりの背景には「①急速な少子化に対する対応。②都市部における待機児童。③女性の社会的役割・自立と就労増。④生活の維持・確保。⑤国の労働力政策」などが主要な要因と考えられます。
- (2) これらの保育ニーズに応えるためには「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議（以下「重点戦略検討会議」）と「少子化対策特別部会」等から「質を確保」した量の拡大が必要であることが強調され、同時に財源の確保の重要性についても明確に提起されています。こうした考えと方向をまず確認し、基本として議論されることを期待します。
- (3) 一方、厳しい財政状況の中での予算の範囲内において「都市部の保育所のコストが高い」（J Pホールディングス）「民営化するだけで財政の余裕ができる」、「株式会社の参入を促すことが量的拡大を促す」などの意見が出されています。
 - ① こうした意見の中で、棕野氏の考えは、現在の政治と経済情勢を客観的に捉えたとき当然出てくる考えであるとは思いますが、一方で緊急課題としての、上記の（1）の諸問題への対応が困難になるものでもあるといえます。
 - ②仮に一定の財源を設けずに「量的拡大」が実施されたとするなら、同じ財源内で、現在の保育予算を再配分することにより、個々の予算を減額し、結果として起こりうることは「安かろう悪かろう」の保育所を増やすことになることとなります。昨年から今年度にかけて相次いで発表された社会状況の変化に対応した、経済界、政府による具体的政策「未満児の受け入れ強化」を中心とする「新待機児童ゼロ作戦」と「100万人の新雇用戦略」に対応できるものでないことは、誰が考えても明らかであると思います。
 - ③例えば企業を参入させることで費用を効率よくコストをかけず保育所を運営するというような主張は、「保育の質を担保する職員配置や最低基準を変更することにより、より条件を低下させた保育所づくりを目指すことを意味している」ということでもあります。
 - ④いずれにしても、財源を増やさない「保育所サービス」の拡充は、上記（1）の緊急性のある諸課題に対応した「量的拡大」と未来志向としての保育の質を踏まえた子どもたちに対する「最善の利益」を保障するものではないと言わざるを得ません。「新たな財源確保」の保障が無い考えは、結果として規制改革等が進める市場主

義に基づく「企業参入」を広め、直接契約等の導入と最低基準の「改悪」につながる危険性を含んだ主張であることを、指摘したいと考えます。

3) 「ワーク・ライフ・バランス憲章」「重点戦略検討会議」「少子化対策特別部会」「国民社会保障会議」「経済財政諮問会議」等においても上記(1)の緊急課題の解決を訴え、そのための「財源の確保」の必要性が謳われています。そのことを実現させるためには具体的に21年度予算と税制のあり方に関する政府・国会の論議の中で、「少子化対策特別部会」として、積極的に論議される方向を打ち出すことが重要であると考えます。財源の裏打ちのない、質が確保された量的拡大と、制度改革が非常に困難であることを明確にして頂きたいと思えます。

4) その際、既にこれまでも取り上げられている「欧米諸国等との国際比較」でも問題になっている日本における教育や乳幼児、家庭等に対する「投資の少なさ」についても積極的に訴え、国民的な支持と理解で増額させていく取り組みを強化する必要があることについても要望しておきたいと考えます。

第2回次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会	参考資料6-3
平成20年10月21日	

保育内容と質の向上を保障するために(改訂版) ～ 今後の検討課題に向けて ～

平成20年10月21日

全私保連 菅原良次

現在、深刻化する少子化問題の解決とすべての子どもたちの健やかな成長、就労と子育て家庭を支援するためのあるべき制度について、「少子化対策特別部会（以下特別部会）」から提起された「基本的な考え方」（5月20日）を基に「次世代育成支援」のための「制度設計」に関する検討が始まっています。「特別部会」は、8月から再開され既に14回開かれ論議されています。部会として一定の「まとめ」を早めるため9月29日からは、部会の下に保育3団体始め業者団体が参加する“保育事業者検討会”の論議が始まります。

そこでの議論は、下記の「規制改革会議」等から提起されている現行制度の改革についても検討されるものと思われます。私たちは、子どもたちの「今と未来」を考え、保育現場に責任をもつ立場にある者として、現行の児童福祉法を充実させ「最善の利益」を保障する方向で「保育の質」を明らかにし、さらに向上させる方向で真剣に検討し、その在り方に関し、一つの考えを示してみたいと思います。（注）初稿に「保育の質」とは何か。P-2下段に追加してあります。

なお、保育制度の改革に関わる内容については、「当連盟」の見解を参照して下さい。

《 保育の質をめぐるいくつかの考え方 》

（「規制改革会議」等によって提起されている内容）

1. 「規制改革会議」等によって提起されている内容は①「規制改革を推進し、保育を市場化し競争を導入することによって質が向上する」という考え方と②「安かろう、悪かろうでは困る」との異論が出ている「コスト・効率化論」に基づく考えを前提にした改革です。

この理論を論拠に提案されている「保育の質」に直接関係する規制改革会議等の提案は、主に次のような内容となっています。

- （1）直接契約、直接補助方式（保育バウチャー制）の導入等の提案・・・「見解参照」（略）
- （2）現行の全国一律の最低基準を見直し、国は標準を示すにとどめ地方自治体が条例により決定するように検討する。「地方分権改革推進要綱（第1次）」（H20.6.20）
- （3）東京都の認証保育所制度は、・・・認可保育所の最低基準とほぼ同等の水準を維持しながら都市型ニーズに応えるサービスを提供し、利用者から好評を得ている。として「子どもの安全面のみならず、健康な心身の発達を保障する環境を整えるためには、どこまでの最低基準が必要なのか、科学的・実証的に検証し、早急に見直すべきである。」「規制改革会議中間とりまとめ一年末答申に向けての問題提起一」（H20.7.2）。
- （4）障害児や低所得者については、セーフティーネットとして公立保育所の位置づけを明確にし、優先入所等、受け入れ態勢の整備・強化を進めるなど、新たな仕組みを設ける。「規制改革会議中間とりまとめ」（H20.7.2）
- （5）民間事業者の参入促進

- ・社会福祉法人以外にも施設整備への公的補助
- ・株式会社経営への企業会計の適用を認める

(6) 児童福祉法 24 条の「保育に欠ける」要件の見直し

(注)

- ① 公立保育所の一般財源化による職員配置、教材費等の削減と保育現場、保育内容への影響。
- ② この間、社会的問題となっている「介護保険制度、障害者自立支援法、高齢者医療問題、汚染米問題」は、規制改革によって生じた問題であり、この問題を検証・検討することが重要。
- ③ 東京都認証保育所 410 か所のそのほとんどに企業（株式会社）が参入し経営。

(重点戦略検討会議、少子化対策特別部会の提案と考え方)

2. 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議が提案した「包括的な次世代育成支援の制度的枠組みの構築」(12月)とその提案を具体化するため設置された「少子化対策特別部会」がまとめた「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた」基本的考え方(5月20日)です。

この中で、保育サービスとその内容・質を向上させるための施策として「・サービスの質の確保された量の拡充・質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障・専門性の向上、職員配置や環境の検討・公的性格や特性を踏まえた新しいメカニズムの検討・未来への投資としての効果的財源の投入」などの積極的な提案がなされています。

3. 以上の各提案・議論との関係で、「保育サービスの充実」と「質の向上」を目指す上で検討すべき具体的な内容について以下に提起してみます。

(1) 保育サービス（機能）の充実に向けた取り組み

- ① 「重点戦略検討会議」「新待機児童ゼロ作戦」を具体化する立場から量的拡大を積極的に進める。とくに未満児の受け入れに取り組む。
- ② すべての子どもの健やかな育ちと就労と子育て支援ニーズの多様化に対応し、多様な保育サービス機能の拡大と強化する事業を積極的に進める。
：特別部会がまとめた「一部児童福祉法の改正」に盛り込まれた未満児を中心とする、子育て支援事業を積極的に推進する。
- ③ そのため「次世代育成支援後期行動計画」の策定と具体化に取り組む

(2) 保育の「質」を向上させるために取り組むべき基本的課題

- ① 新保育指針の積極的実践
- ② アクションプログラムの具体化
- ③ 日々の保育活動において「計画、実践、考察」に関する評価と保育士の自己評価を行う。
- ④ 情報の開示
- ⑤ 利用者と第三者による評価の活用

(3) 「保育の質」とは何か

「質の高い保育」は、子どもたちに何をもたらすか

アメリカの「乳幼児保育に関するNICHDの研究」(米国・国立小児保健・人間発達研究所)が、7年間にわたる追跡調査において「保育園での保育は、ほかの環境での同様の質の保育に比べ、認知・言語能力・就学レディネスともより高い。グループ保育は、3歳時点で問題行動の報告の少なさにつながる。したがって、乳幼児保育の経験は、子どもにとって意味があるといえる。」との報告書をまとめている。(その後も、10年継続して調査研究が継続されている。)

* 以下「出典は、小林登文庫・21世紀の子育てを考えよう—NICHD乳幼児保育研究から学ぶ」より一部抜粋して引用

1) 質の高い保育を構成する保育の特徴

積極的な保育、つまり質の高い保育に寄与する特徴とは何か見極めるために、さまざまな保育環境を研究した。積極的な保育は、相互作用の頻度を観察・記録し、その質を格付けることで測定される。また、保育環境も、グループの大きさ、大人対子どもの比率、物理的な環境などの「管理可能な」特徴あるいは政府の進めるガイドラインの観点、さらには正式な教育や専門訓練、保育経験、育児に対する信念など、保育者の特徴という観点から測定された。

調査の結果、次のことがわかった。すなわち、ほかと比べて、安全で清潔、刺激的な生活環境を有し、小規模グループで、大人一人に対する子どもの比率が低く、子どもの感情を表現させ、その意見を取り入れる保育者の割合の高い保育環境においては、より子どもの心をよみとる力が強く、敏感で、知的な刺激を与える保育者がいた。つまり、より良い子どもの発達に結びつくであろう、保育の質である。

2) 「質の高い保育」は、次の点に結びつくことが発見された

- ①母子関係がよりよくなる。
- ②細やかさにかける母親の場合でも、乳幼児の不安定な愛着をもつ可能性が低い。
- ③子どもの問題行動の報告が少ない。
- ④保育を受ける子どもの認知能力が高い。
- ⑤子どもの言語能力が高い。
- ⑥就学レディネス(入学の準備)が高い。

* 日本においても、アメリカにおける調査のように、長期的調査・研究を行い、子どもたちの育ちと保育の質と関係を明らかにすることを要望したい。

(4) 保育の「質」を条件付け、向上させる「環境・条件」とは何か。(上記1(3)との関係)

- 1) 「規制改革・地方分権」などの考えでは、現行の最低基準をさらに低い基準に変えることが主眼となっており、保育現場における子どもたちの生活と遊び等を豊かにするための質との関係で、決してプラスの方向ではないと考えます。
- 2) 「重点戦略検討会議」と「特別部会」からの提案は、基本的に「最善の利益」を保障する立場からの提案であり、保育の質を高める上で、その実現に向け検討を進めたいと考えます。
- 3) 戦後から高度経済成長期、その後のバブル崩壊期以降現在に至るまで日本の保育制度は保育現場とともにその都度、時代のニーズに即応するため試行錯誤を繰り返しながら発達してきました。その意味では諸外国に比しても充実したしくみに構築されたといえます。しかしながら一方、現行の児童福祉施設最低基準はその具体化に財政的な裏付けが必要であり、幼稚園基準や諸外国の基準に比較して非常に低い基準といえます。また、子どもたちの健やかな

成長を保障する上でも、検討されるべき多くの問題点があります。

そうした、問題点を今回の検討の中で、真剣に議論、検討し、より時代にあった基準に「最善の利益」の方向で改善することが保育の質を高めることにつながります。

- 4) 特に、「保育の質」については、下記に示す、各項目の内容を具体的に議論されることが重要であり、その議論と検討の中で、保育に関する基準は、個別的なものではなく、総合的な関連の中で個々の基準を検討されるべきと考えます。また現在の保育所は、一時預かり事業や障害児保育、病児保育、地域子育て支援拠点事業、相談事業等、多様で広い役割や機能が求められており、そうした機能も併せて検討される必要があります。

例えば規制改革等で議論されているように、単に個別の保育室の「面積の広さだけ」を取り上げ、議論することは非常に問題があります。

(イ) 保育の質は、保育士の豊かな、安定した心とそれを保障する環境・条件、専門性（高め）が必要であり、そのためには、次の内容について真剣に検討される必要があります。

- ①職員配置基準（幼児に関し、諸外国に比べ低い）
- ② 処遇（賃金・労働条件・厚生など）。
- ③正規・非正規・パート・身分。
- ④ 勤務（続）年数。
- ⑤ 離職率。
- ⑥ 労働の密度。
- ⑦職員のワーク・ライフ・バランス（保育士にゆとりある生活と豊かな心）
- ⑧ 従来の保育所保育等ケア・ワークに加え、地域の子育て支援活動や関連機関との調整・連絡等のためのソーシャル・ワークに関する専門知識のための研修、資格等

(ロ) 保育に係る面積については、子どもたちの生活と遊び及び健やかな発達を保障するに足りる機能を備え、かつ、安全が確保されることを前提を必要としています。

保育機能としての条件は、保育室・遊戯室・給食室・食堂・職員室・更衣室・事務室・応接室（面接）・園庭・作業室等が挙げられますが、総じてより日々の生活や様々に求められる活動に、柔軟に対応できる余裕のあるスペースが保障されることが必要です。

なお、保育室の面積基準は、現行の3.3平方メートルをベースに考えられるべきであると考えます。

(ハ) 保育の質と子どもたちの健やかな成長を保障するために検討されるべき重要な条件については以下の項目が挙げられます。とくに障害児保育や病児保育、地域の子育て支援等に取り組む上で、相互に余裕のある適切なスペースの確保等に配慮したあり方が求められます。

- ① 子ども集団の大きさ・数（各年齢の適切なクラス人数・集団の規模）
- ② 遊具、教材
- ③ 近隣の立地条件（日当たり、自然、公園等）
- ④ 保育活動内容「散歩、室内活動、自然体験、生活」（・健康 ・身体的発達 ・心理発達 ・生活力 ・社会性（言葉） ・知力）
- ⑤ 保育者の保育力（資格、専門性、研修、経験等）
- ⑥ 経営と運営の安定

※ 上記を図にまとめたものが別添参考

(ニ) 行政と社会的責任について

- ① 公的フレーム・基準を明確にした保育制度の確立

・「最善の利益」基本方向とするセーフティーネット、・公的フレーム、・社会的支援を具体的に検討することが大切です。

② 公（国・自治体）の予算保障と財源の確保（処遇・条件・環境の保障）

(ホ) 利用者、家族のライフワークバランス（仕事と生活の調和）の確立

・母親、家族に子どもと豊かな生活・関係を保障することが、保育の質を高めるために必要な条件です。

(5) 関連する幼稚園等と諸外国との比較も保育の質を検討する場合重要です。

(イ) 現行の最低基準

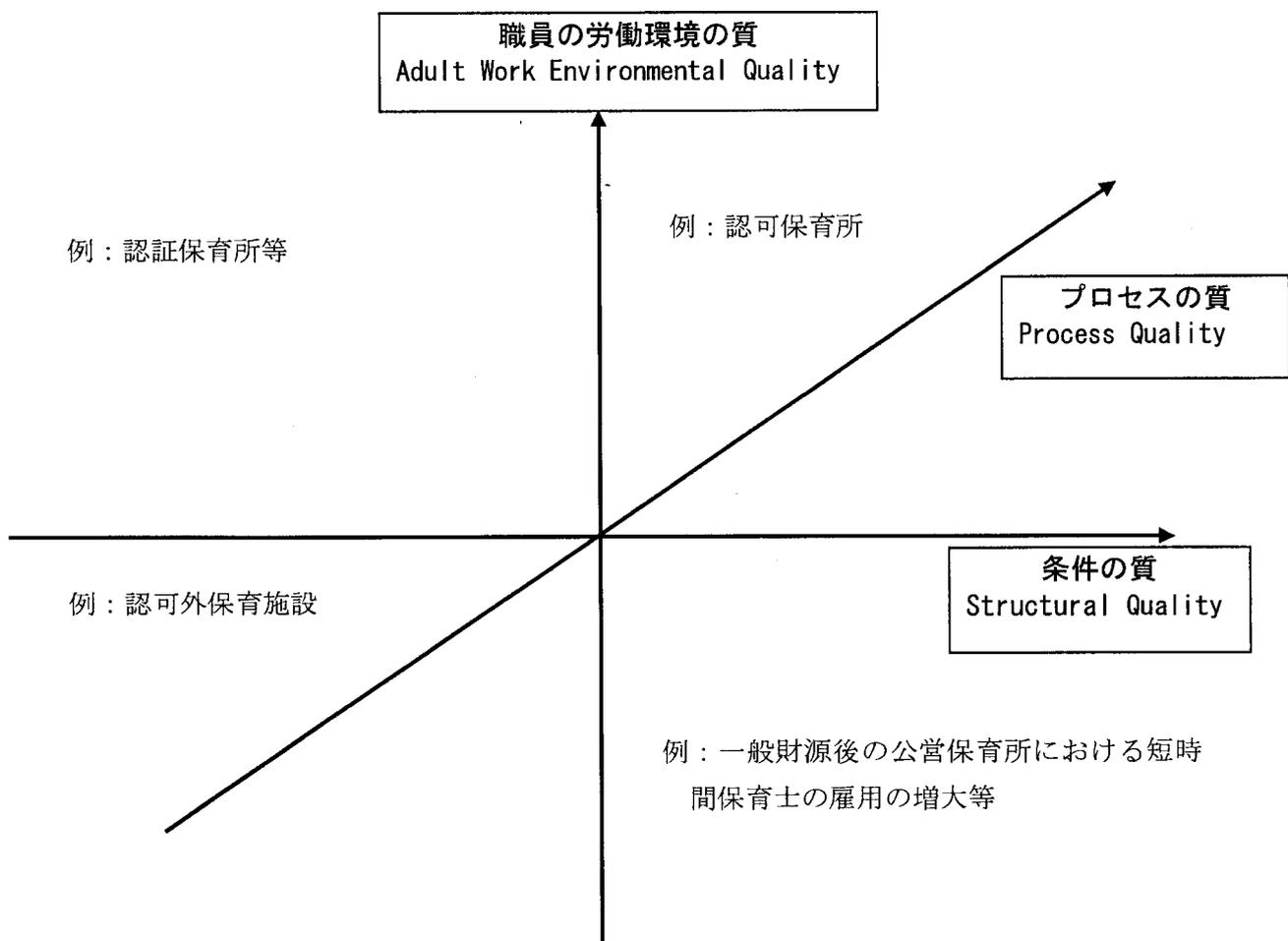
(ロ) 幼稚園（基準）との比較

(ハ) 認定こども園との比較

(ニ) 東京都認証保育所との比較

(ホ) 欧米諸国との比較

(参 考) 保育の質へのアプローチ(質の構成要素)



○下記を参考に作成した外観図。

(1) 三つの保育の質(引用：『保育の質を高める』(大宮勇雄氏・ひとなる書房)米国の研究に見る定義より)

① プロセスの質：子どもたちの日々の保育園生活の経験の質

- ・子どもと保育者の相互作用(とくに保育者の感受性、やさしさ、愛情、子どもへの積極的関わり)
- ・保育者の子どもへの態度・学習活動の取り入れ・保育環境の健康、安全面
- ・施設、設備、素材など環境の適切性

② 条件の質(構造的質)：保育士の配置基準、クラス規模、保育士の保育経験、学歴、専門的訓練・研修

③ 職員の労働環境の質：保育士の賃金・福利厚生、1年間の退職率、仕事への満足度、保育者の運営参加、ストレス度

(2) NICHD (National Institute of Child Health and Human Development) における追跡調査研究から